

# 京柔整会報

新年号 機関誌 166号



## 新年のご挨拶

「腹(腑)に落ちる内容に裏付けられた業界の在り方をデザインする」

会長 長尾 淳彦

## 特 集

訪問インタビュー 「人とのつながりを大切に」 兼田旭絃会員

## 特別投稿

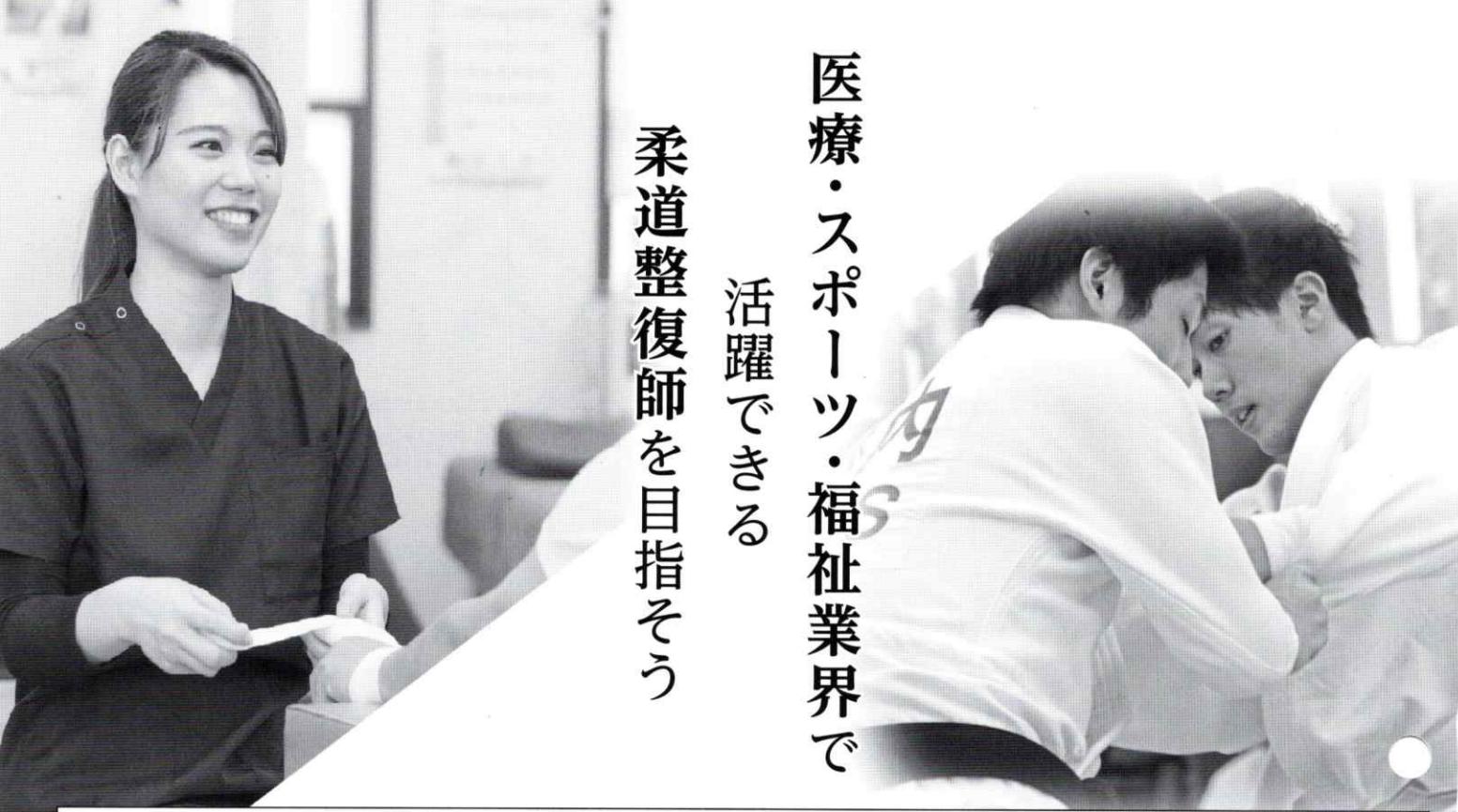
「高齢化社会」を迎えて(その5)ー「終活」の具体的進め方(4)ー

本会顧問 弁護士 薦田 純一

公益社団法人 京都府柔道整復師会

令和 5年 1月 20日





柔道整復師を目指そう

活躍できる

医療・スポーツ・福祉業界で

## 柔道整復科 3年制

I部 [昼間] 午前集中コース  
午後集中コース

### 目指す資格 柔道整復師（国家資格）

柔道整復師は骨折、脱臼、ねんざなどのケガの施術を行える数少ない資格です。また、資格取得後は接骨院などを独立開業できることも大きな魅力です。本校では、授業+aでスポーツの知識を身に付けることができる、多職種連携授業を行っております。卒業後はスポーツ現場で働くことも可能です。

業界で活躍する  
柔道整復科の卒業生

# 1,328名

2007年度～2021年度卒業生実績

開校以来、毎年多くの卒業生を輩出!  
整骨院や整形外科、福祉施設など  
様々な分野で活躍しています。



京都医健  
スポーツ現場力  
アカデミー **KISA**

あなたの目指す未来に“スポーツ現場力”をプラス



### 医療に+aで美容が学べる

トータルビューティー科の先生から直接美容について学ぶことができ、フェイシャルエステの資格取得も目指すことができます。



京都で唯一!

京都府  
柔道整復師協会  
主催の  
保険講習会  
を学内で開催!



### 滋慶学園 総長杯 柔道大会

# 11連覇達成



鍼灸科 午前集中コース  
I部 [昼間] 3年制

理学療法科  
I部 [昼間]  
II部 [夜間] 4年制

作業療法科  
I部 [昼間] 4年制

視能訓練科  
I部 [昼間] 3年制

スポーツ科学科  
2年制

スポーツマネジメント  
テクノロジー科 4年制

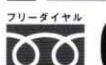
トータルビューティー科  
2年制

言語聴覚科  
I部 [昼間]  
※大卒者対象 2年制

社会福祉科  
II部 [夜間]  
※大卒者等対象 1年制

精神保健福祉科  
II部 [夜間]  
※大卒者等対象 1年制

# 医健KEN 京都医健専門学校



0120-448-808

〒604-8203 京都市中京区衣棚町51-2

ケータイ  
からも  
OK!

Eメール info@kyoto-iken.ac.jp

京都医健 で検索

HPはコチラから



## 目 次

◆ 新年のご挨拶	会長 長尾淳彦	3
◆ 新年のご挨拶	京都府知事 西脇隆俊	5
◆ 新年のご挨拶	京都市長 門川大作	6
◆ 新年のご挨拶	京都府医師会会长 松井道宣	7
◆ 新年のご挨拶	衆議院議員 田中英之	8
◆ 新年のご挨拶	参議院議員 西田昌司	9
◆ 新年のご挨拶	参議院議員 吉井 章	10
◆ 新年のご挨拶	京都府議会議員 田中英夫	11
◆ 新年のご挨拶	京都府議会議員 片山誠治	12
◆ 新年のご挨拶	京都市会議員 橋村芳和	13
◆ 新年のご挨拶	副会長 林 啓史	14
◆ 新年のご挨拶	保険部長 中村英弘	15
◆ 新年のご挨拶	経理部長 谷山和浩	16
◆ 新年のご挨拶	学術部長・保険部副部長 今井雅浩	17
◆ 新年のご挨拶	広報部長 中川稔貴	18
◆ 新年のご挨拶	学術副部長・広報副部長 中村賢治	19
◆ 新年のご挨拶	事業部長・総務部副部長 兼田旭紘	20
◆ 新年のご挨拶	監事 薦田純一	21
◆ 新年のご挨拶	監事 細川義昭	22
◆ 新年のご挨拶	京都府柔道整復師会指定居宅介護支援事業所 代表 長尾淳彦	23
◆ 新年のご挨拶	京都市伏見地域介護予防推進センター 代表 長尾淳彦	23
◆ 新年のご挨拶	京都府柔道整復師協同組合 理事 長尾淳彦	24
◆ 特集 訪問インタビュー「人とのつながりを大切に」兼田旭紘会員		25
※ 第45回近畿学術大会京都大会		28
※ 保険講習会		32
※ 全体会議		34
※ 「第34回市民スポーツフェスティバル」救護活動		37

● 文部科学大臣杯争奪 第31回日整全国少年柔道大会 第12回日整全国少年柔道形競技会日整全国少年柔道大会 第3回全国柔道整復師高段者大会	38
● 第14回日整近畿ブロック親善ゴルフ大会 京柔整ゴルフ同好会 山形高明	40
● 特別投稿 「高齢化社会」を迎えて（その5）—「終活」の具体的進め方（4）— ..... 本会顧問 弁護士 薦田純一	41
■ 支部だより • 下京・南支部会報告 通信員 住田卓也	44
● 会員の動静	45
● 掲示板コーナー	45
■ 編集後記	46

#### 表紙の写真

#### 東天王 岡崎神社

桓武天皇、延暦十三年（七九四）長岡京よりの平安京遷都に際し王城鎮護の為平安京の四方に建立された社の一つで、陽のいざる都の東（卯の方位）に鎮座する事から東天王と称した。清和天皇貞觀十一年（八六九）勅命により社殿を造営し、播磨國広峰（現在の兵庫県姫路市北方）より祇園牛頭天王（速素盞鳴尊）等を迎え祀り悪疫の治まりを祈願した（諸社根元記）。平家物語では東天王を官幣四十一所の一つに加えている。治承二年（一一七八）には、高倉天皇の中宮御産の幣帛を賜った。皇室の御崇敬は厚く、各時代において官幣を賜り、特に後醍醐天皇は元応元年（一三一九）に当社を御再建、正一位の御神階と御神宝を賜る。

室町時代享徳元年（一四五二）には征夷大將軍足利義政により修造、幕府とも関係が深い。

ご祭神二柱が三女五男八柱神ものたくさんの御子神をもうけられ子宝に恵まれた靈験あらたかな子授け安産の神である。また、往時境内を始め地域一帯が野うさぎの生息地で、多産なうさぎは古くから氏神様の神使いと伝えられる。治承二年には中宮も御産の際に安産の祈願をされた。安産の神としての信仰は厚く、腹帯を持ち込み祈願する慣わしがある。

（岡崎神社ホームページから抜粋：<https://okazakijinja.jp/> 2022.12.19アクセス）



# 新年のご挨拶

## 腹（腑）に落ちる内容に裏付けられた 業界の在り方をデザインする



公益社団法人京都府柔道整復師会  
会長 長尾 淳彦

新年あけましておめでとうございます。新春にあたり謹んでご挨拶申し上げます。本会業務の円滑な遂行のため、会員の皆様をはじめ関係各位の皆様には多大なるご協力を賜り心より感謝申し上げます。

柔道整復師の施術は先人の血のにじむ努力のおかげで、療養費受領委任の取り扱いにより医療機関と同じような窓口システムが出来上がり、患者さんである国民は良質な柔道整復術を受けられる環境が整備されました。1970年に「柔道整復師法」が単独法になり、柔道整復師の資格も1990年に都道府県知事免許から厚生労働大臣免許の国家資格となりました。柔道整復師は本人にとっても家族にとっても「憧れ」の職業でした。周囲の目も「地域を支える接骨院の先生」として見られ、収入においても平均で当時の国家公務員の部長クラスの年収がありました。そして、柔道整復療養費もそこから2011年度の4085億円（国民医療費38兆5850億円）のピークまで年々増加の一途をたどりました。WHO（世界保健機関）にも認知され、海外にも「JUSEI」「JudoTherapist」として活躍の場があります。柔道整復師養成の大学も10校を超え数校に大学院も設置され「柔道整復学博士」が誕生しています。有資格者が12万人、就業柔道整復師は7万5千人、施術所は5万カ所を超えていました。

接骨院での業務以外にも柔道整復師の資格をベースに介護支援専門員や機能訓練指導員として介護保険に係る業務にも携わっています。スポーツ現場では、メディカル、フィジカルなどのトレーナーとして活躍の場があります。

こうしてみると「明るく」「豊か」な素晴らしい業界であるはずなのに現在、柔道整復師業

界は閉塞感が漂い、黒く分厚い雲が頭上を覆っているようで、すっきりしないと感じるのは私だけではないと思います。

国民医療費も他の療養費（鍼灸・あん摩マッサージ指圧）も増加しているのに柔道整復療養費のみが年々減少しているのはなぜか？柔道整復師も柔道整復施術所も年々増加しているのに柔道整復療養費だけが減少しているのはなぜか？

柔道整復療養費の算定に多部位施術過減、長期施術過減が導入され、更に多部位の負傷原因、長期施術の長期理由等の支給申請書への記載が付記されたこと。保険者、外部委託会社による行き過ぎた患者照会のため患者の受診抑制がかかったこと。柔道整復療養費を使わず、自費施術の施術所に切り替えたことなどの多くの可能性はうかがい知れるが、本当のことはわからない。療養費減少の理由、収入減少の真の原因を調べなくてはわからない。

柔道整復施術所の経営や運営に関する実態調査を行わなければ憶測だけの議論と対策に終わってしまいます。

また、柔道整復師、接骨院、整骨院、ほねつぎなどの名称についても国民は正しく理解しているか？病院や医院、歯科医院などの医療機関と似たような窓口業務であるが現物給付の医療費ではなく、現金給付である療養費の受領委任の取扱いにより、そのような方法が行えるということを柔道整復師も国民も理解しているか？柔道整復師の養成の在り方、柔道整復師がその資格で出来ること、出来ないこと。保険の取扱いで出来ること、出来ないこと。柔道整復師がその資格で活動できる現場はどこか？これらも正しく検証していかなければなりません。

療養費の支給基準においても時代（生活様式など）の変化とともに外傷の起因や病態も変化します。ところが柔道整復師の施術に係る療養費の協定は、1936年から86年間、業務範囲や制限の部分が1970年からいままで大きく変わることも変えることもなく残っています。現在、制度疲労ともいべき事態に陥っています。

療養費の請求、審査、支払いの一体化と透明性を確保して、いまこそ厚生労働省、保険者、柔道整復師によって、腹（腑）に落ちる内容に裏付けられた柔道整復療養費の制度設計が行われ、国民に示す時期であると思います。

それには、柔道整復師の根本的な存在価値について真正面から向き合い、徹底的に腹に落ちるまで考えなければ打開できないと思います。

そうしない限り、業界を取り巻く環境は混迷を深め、未来は混沌とし業界は混乱します。それは泥濘の地に杭を打つ、乾いた砂漠の地に水を撒くという今は虚しい行為かも知れませんが真剣に深く考えてひとつひとつ具現化していかなければ業界は無くなってしまいます。

業界全体で動き出さなければ誰も助けてはくれません。しかし、業界内だけで出来ることはたかが知っています。国を巻き込んで国が介入できるような「柔道整復師業界再建案」を構築していくなければなりません。我々、柔道整復師がどのように社会に貢献するかを常に問わなければなりません。

#### 最後に「因果応報」について

「因果応報」業界が受ける結果は業界がつくる。因果とは、原因と結果です。どんな結果にも必ず原因があり原因なしに起きる結果は一つもないということ。ただ、原因がすぐには分からぬこともあります。しかし、原因は必ずあります。応報とは原因に応じた結果です。

玉ねぎの種を蒔いたら玉ねぎが出来ます。人参の種を蒔いたら人参が出来ます。玉ねぎの種を蒔いて人参が出来ることは絶対にありません。原因に応じた結果しか出ません。

柔道整復師業界は現状に至った結果の原因を分析してそれを猛省し、出したい良き将来の結果に向けての源を考えていかなければいけません。業界全体で。

令和5年1月1日



## 「あたたかい京都づくり」へ邁進まい



京都府知事 西脇 隆俊

あけましておめでとうございます。府民の皆さんにおかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

新型コロナとの闘いも3年になろうとしています。長きにわたり感染防止対策に取り組んでいただいている皆さん、そして、医療従事者をはじめ関係の皆さんに、心から感謝と敬意を表します。

昨年は新型コロナの拡大に加え、ロシアによるウクライナ侵攻や世界的な物価高、さらに記録的な円安などに見舞われ、今も社会生活への甚大な影響が続いています。こうした情勢の中でも安心して豊かに暮らし、将来に向かって夢を抱くことができるよう、「あたたかい京都づくり」を進めていくことを決意し、総合計画を1年前倒しして改定しました。同計画に基づく施策を令和5年度当初予算に盛り込みます。

「時が物事を変えると人は言うが、実際は自分で変えねばならない～ They always say that time changes things, but you actually have to change them yourself～」。これは米国の芸術家アンディ・ウォーホルの言葉です。今年3月、いよいよ文化庁が京都で業務を開始し、明治維新以来初の中央省庁移転が実現することとなりました。彼が言うように、この歴史的な出来事が私たちに何をもたらすかではなく、私たちがこの機会をどう活かしていくかが問われます。「文化の都・京都」の実現に向け、国と地方が連携して日本各地の文化に光を当て、世界へ発信し、ここ京都から新たな文化の潮流を起こしたいと考えています。

この他、「社会で子どもを育てる京都」の実現に向け、子育て環境日本一の取り組みを進化させてまいります。また、京都の強みである大学の「知」と学生の「力」を積極的に地域や企業に取り入れ、京都の活力を生み出してまいります。そして新名神高速道路開通や、大阪・関西万博開催などの好機を活かし、京都の発展に取り組んでまいります。

今年は卯年です。その愛らしい姿と温厚な性質で「家内安全」を、跳躍する姿で「飛躍」を象徴するウサギの年にふさわしく、皆さんと共に「あたたかい京都づくり」へ邁進してまいる所存です。

今年一年の皆さまのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

# 「行財政改革」と「文化を基軸とした成長戦略」で 京都を未来へ



京都市長 門川 大作

あけましておめでとうございます。

この一年の公益社団法人京都府柔道整復師会の皆様の御多幸をお祈りいたします。

さて昨年は、コロナ禍から市民の皆様の命と健康、暮らしを守り抜く。持続可能な行財政の確立に向けて改革に邁進し、危機克服へ前進を見た一年でした。皆様の御理解と御支援に心から感謝申し上げます。

また、「地域の絆、伝統文化の灯を絶やさない」。多くの方々の御尽力で、感染防止策を徹底しつつ、地域活動が再び盛り上がりを見せた年でもありました。時代祭、祇園祭をはじめ、各地での行事等に感激しました。

そして本年、いよいよ文化庁が京都へ。また、京都芸大・美術工芸高の崇仁地域への移転や、東九条、梅小路、菊浜をはじめ、全市で文化を基軸とした取組が飛躍します。文化芸術が経済価値を生み出し、経済が文化を支える。京都ならではの文化と経済の好循環を創り出し、暮らしの豊かさに繋げてまいります。

さらに、京都の景観の骨格を守りつつ、まちの発展を目指した都市計画の見直し、企業誘致や子育て支援等の取組で、住む場所・働く場を創出して若い世代にも選ばれるまちへ。同時に、脱炭素・環境保全の取組、ウクライナ・キーウ市への支援等を通じて、世界平和やSDGsの達成にも貢献していく決意です。

一方、本市の厳しい財政状況。多くの方からその原因を聞かれます。大きな要因の一つが、国の「三位一体改革」。17年の間に、成長戦略等で本市の税収は330億円増加も、国からの地方交付税は612億円減少し、差し引き、年間282億円の減に。この間、職員3,800人削減等の改革も断行。財政が厳しくとも、全国トップ水準の福祉、教育、子育て支援、安心安全等の施策を維持向上させてきましたが、その中で、将来の借金返済のために積み立てている公債償還基金の計画外の取り崩しを余儀なくされました。そこにコロナ禍です。

こうした実情を改めて全てご説明し、一昨年8月に「行財政改革計画」を策定しました。3年間を集中改革期間とし、皆様の御理解の下、全庁挙げて徹底的に改革を進めた結果、この2年間で計画を大きく上回る収支改善（447億円）を達成。公債償還基金の枯渇は回避し、また、本市が返済の責任を負う市債残高は、市長就任以降、全会計で3,800億円、19%削減。皆様の御協力に深謝。

依然難局は続きますが、「若い世代に負担の先送りはしない」との覚悟を胸に、皆様への丁寧な説明に留意しながら、全力投球します。この間の御理解と御支援に心から感謝し、一層の御指導をお願い申し上げます。



# 新年のご挨拶



一般社団法人京都府医師会  
会長 松井道宣

明けましておめでとうございます。

公益社団法人京都府柔道整復師会の皆様におかれましては、ご健勝にて新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃より、府民の健康増進に寄与し、柔道整復師の資質向上、生涯教育などの様々な面において重要な役割を果たされておられますことに、深甚なる敬意を表します。

さて、昨年、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が始まり、世界中に衝撃を与えてから約1年が経過いたしました。罪のない多くのかけがえのない命が失われ、犠牲となられた全ての方々に深い哀悼の意を表します。

このような中、北京冬季五輪や中東初となるサッカーワールドカップの開催など、スポーツ界では若い世代の活躍が話題となりました。本年はフランスでラグビーワールドカップが開催され、4年前の日本代表チームの合言葉である「ONE TEAM」が思い起こされ、活躍が期待されるところです。

京都府における新型コロナウイルス感染症の最初の感染者が初めて確認されてから約3年が経過いたしました。未知なる新興感染症の出現により、医療現場は過去に経験したことのない対応を求められましたが、今回の感染症を経験したことによって、平時からの医療体制の確保、行政との連携強化の重要性を改めて認識することができました。

一方で、わが国では超高齢社会が進む中、人生100年時代に向かってどのように健康に生涯を終えるかということが国民全体のテーマとなっており、すべての人々が、安心して住み慣れた場所で生活を続けるための地域包括ケアの推進が重要になってまいります。本会といたしましても、貴会をはじめ関係団体との更なる連携強化を図り、まさに「ONE TEAM」で、取り組む課題と考えております。今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、貴会の今後ますますのご発展とご活躍をご期待申し上げますとともに、本年が会員の皆様方にとて良き一年となりますようご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



# 新年のご挨拶



京都府柔道整復師会 顧問  
文部科学副大臣

衆議院議員 田 中 英 之

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人京都府柔道整復師会の皆様におかれましては、お健やかに輝かしい令和5年の新年を迎られましたことと心よりお慶び申し上げます。

私事ですが昨夏の内閣改造まで第一次岸田内閣の文部科学副大臣として努め上げさせていただきました。在任中は長尾淳彦会長はじめ会員の皆様方から温かいご支持、ご支援を賜りましたことに心より厚く御礼申し上げます。

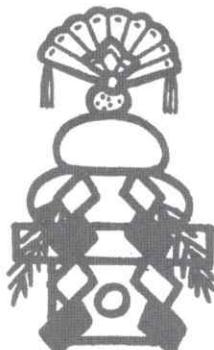
そして、これからも変わらぬご指導を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

さて、年が明けた今日でも新型コロナウィルスはなかなか終息の気配を見せぬ國民は不安に駆られる毎日を送っていますが、一日でも安心・安全な社会を取り戻すべく国政の場で精進して参る所存であります。同時に円高で不安定な経済政策においてもできるだけの策を講じて経営に携わる皆様方のご期待にも応えて参ります。

さて、医療職種である柔道整復師はずっと前から我が国が認めた国家資格であることはいうまでもありません。日本古来の伝統である柔道整復の技術は医療のみならず、その高い精神性においても特筆すべきものがございます。その確かな技術と知識は人間が持つ自然治癒能力を引き出し、心と体を整えていく匠の技は、皆様方の日々の弛まぬ研鑽の賜物と深甚の敬意を表したいと存じます。

これからも、引き続き、地域の皆様の頼れる存在としてご活躍下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人京都府柔道整復師会の今後益々のご隆盛と会員の皆々方のご多幸、ご健勝をご祈念申し上げ、新年に寄せてのご挨拶とさせていただきます。



# 新年のご挨拶



京都府柔道整復師会 顧問  
自由民主党京都府支部連合会 会長  
参議院議員 西田昌司

令和5年の新春を謹んでお祝い申し上げます。京都府柔道整復師会の皆様には平素より格別のご芳情を賜り、厚く御礼を申し上げます。

貴会におかれましては、長尾淳彦会長を中心に会員皆様の強い結束の下、住民の暮らしに根付き、治療だけでなく、厚生行政と連係し柔道大会の開催や救護ボランティアなど府民の健康増進に努めている他、災害救護協力や諸外国への柔道整復術の普及など、多岐にわたる地域貢献活動に尽力されておりますこと心より敬意を表します。

少子高齢化社会が進む中、国民の世代を問わない健康意識の高まりにより、運動療法などの施術ができる柔道整復師の技術は、社会的存在価値を益々高めております。

特に、特別養護老人ホームやデイサービスなどの福祉分野においては、機能訓練指導員の配置が義務づけられ、リハビリ指導できる柔道整復師の必要性が求められ、新たな活動の場となっております。

また、スポーツ分野においても近年認知され始めたスポーツトレーナーは、柔道整復師の医療人としてのスキルを發揮することで必要性・重要性が高まり、活躍の場となるなど、柔道整復師の現場は今、健康志向の拡大により需要が広がり、将来性とともに魅力ある技術となっており、まだまだ少ない女性にとってもチャンスある技術となっております。

貴会におかれましては、培われた実績の下、柔道整復の伝統を継承するとともに、時代が求める柔道整復師の育成、新たに構築される地域医療社会に貢献されることをご祈念いたします。

新しい年を迎え、京都府柔道整復師会の皆様方のご理解とご協力の下、私も「人生100年時代」に向け、府民・国民の生活向上のため全力を尽くす所存であります。引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、京都府柔道整復師会の益々のご発展、並びに会員の皆様方の一層のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げて新年のご挨拶とさせていただきます。



# 新年のご挨拶



京都府柔道整復師会 顧問  
参議院議員 吉井 章

なお取り組みをいただいておりますことに深甚なる敬意と感謝の意を表します

私は、8月の参議院初登院以来、京都と東京を往復しながら日々活動させていただいております。京都府選出の参議院議員として、先ずは景気回復・経済再生、そして、「領土・領空・領海、自分たちの国は自分たちで守る」「国民の生命と財産を守る」という強い信念のもとに、外交・安全保障政策の構築をはじめ、今こそ、憲法改正、各種法整備を整えるべきであると考えております。

さらに、地元京都府内では、まだまだ交通インフラ整備を推進しなければならない地域があり、国・府そして各市町村と緊密な連携を取りながら、京都府内の均衡ある発展を目指して参ります。

京都府柔道整復師会の皆さまが、安心して患者さんと向き合っていただけるような施策の充実を図り、ご要望にもお応えできるように、今後も力を尽くして参りますので、引き続きのご支援ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、令和5年が皆様にとりまして輝かしい年となりますことを祈念し、貴会の今後益々のご発展と、会員各位のご繁栄、ご健勝ご多幸をお祈り申し上げます。



# 新年のご挨拶



京都府柔道整復師会 顧問

京都府議會議員 田中 英夫

新年あけましておめでとうございます。

長尾淳彦会長様をはじめ公益社団法人京都府柔道整復師会の先生方には、令和5年の初春をお健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

新型コロナウィルス感染症につきましては、各方面で長期間にわたり適切な対応を続けていただいているところですが、まだまだ収束期とは言い難い状況でありますだけに、府民の皆様のご協力によって大事に至らぬよう、感染防止の徹底を改めてお願いしてまいらねばと思う毎日です。

そんな中において、柔道整復師会の先生方には、長期間にわたる自制の影響で心身共に委縮した人々の気持ちを柔らげる治療は元より、住民の健康維持向上に日々ご貢献いただいていることに深い敬意と感謝を捧げます。

また、併せて先生方には常日頃より我々自由民主党へ力強いご支援を賜わっていますことも重ねて厚くお礼申し上げます。

特に昨年は西脇府政継続のための知事選挙につき多くのご支援を賜わり誠にありがとうございました。おかげ様でしっかりととした2期目を歩み出すことが出来ました。我々自民党府議団といたしましても本府の政治行政の躍進に向けて、今後も一層の努力を続けてまいる所存です。

また、続けての参議院選挙におきましても、吉井あきら氏の確実な当選にむけ大きなご支援を賜わりましたこと、重ねてお礼申し上げます。

私も自民党京都府連幹事長として両戦いにおいて選対事務長の大役を命じられましたが、おかげ様でその責を果たすことが出来ましたことに厚くお礼申し上げます。

また、本年は統一地方選挙の年です。先生方には引き続きのあたたかいご支援を我々自民党に賜りますようお願い申し上げます。

私自身これからも精進してまいりますので今後共のご指導をよろしくお願ひいたします。

結びにあたり、本年が皆様にとって最良の年となりますよう、併せて公益社団法人京都府柔道整復師会の益々のご発展と会員先生方のご繁栄をお祈りし、新年のごあいさついたします。



## 新年のご挨拶



京都府柔道整復師会 顧問

京都府議会議員 片山 誠治

さて、昨今の新型コロナウィルス感染症の影響により皆様方の活動も制限されることがあると思われます。行動制限等は解除されているとはいえ、まだまだ出口の見えない戦いが続いている。しかしこのような状況下においても、府民の健康増進と健全な体力維持、また高齢者の健康寿命維持など、貴会の果たされる社会的役割は今後益々高まりをみせると存じます。府民が安心して暮らせる社会の一端を担っておられる貴会におかれましては、withコロナ時代という難局を、尚一層の充実した活動をお続け頂きますことを心より念願いたします。

私もまた、できるだけ貴会の諸活動に関わらせて頂き、新型コロナウィルスに屈することなく感染拡大の防止、社会経済活動のバランスを図り、この難局を乗り越えていくため、貴会と共に銳意努力邁進して参りたいと決意しておりますので、今後ともご指導の程よろしくお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人京都府柔道整復師会の更なるご発展と、会員の諸先生各位のご活躍を心よりお祈り致しまして、年頭の御挨拶とさせて頂きます。

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人京都府柔道整復師会の諸先生方におかれましては、新年をお健やかにお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

貴会におかれましては常日頃より、柔道整復を通じての治療や後進の育成にとどまらず、青少年の健全育成や介護予防活動、救護活動など、多岐にわたる公益性を伴った諸活動をされておりますことに、心より敬意を表します。

さて、昨今の新型コロナウィルス感染症の影響により皆様方の活動も制限されることがあると思われます。行動制限等は解除されているとはいえ、まだまだ出口の見えない戦いが続いている。しかしこのよ



# 新年のご挨拶



京都府柔道整復師会 顧問  
京都市会議員 橋村芳和

けています。

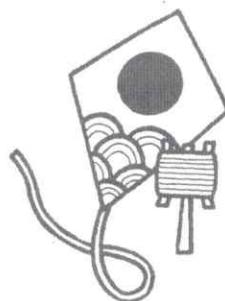
私が団長を務めさせていただいております自由民主党京都市会議員団は、このコロナ禍に対して全力を結集し、市民の命と暮らし、財産などを守り抜くべく、国や京都府とも連携を強化し、京都市に対して全庁一丸となる対応を求めて取り組んでまいりました。また経済対策を強く要望したほか、検査体制の充実や医療体制の確保、新しい生活様式の徹底などを求めてきました。未だ感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会活動、経済活動の両立を実現し、安定した生活を取り戻せるよう、引き続き取り組んでいきます。

また、昨年7月に参議院選挙が執行されましたが、コロナ禍で大変な状況にあっても、一貫して自由民主党を力強くご支援いただきましたことに対しましても、心より御礼申し上げます。

思い返せば平成3年の初当選以来、7期28年間にわたり、京都市政の発展と私の地元である伏見区の躍進のため、京都市会議員として仕事をさせていただいておりますことも、長尾淳彦会長はじめ、会員の皆様の温かいご支援とご指導のおかげであると強く実感致しております。重ねて厚く御礼申し上げます。

来る2月には、令和5年度の予算を審議する定例市会が開会致します。幸い今年度は教育福祉常任委員会に所属しておりますことから、日頃より皆様からいただいておりますお声をしっかりと市政に反映をし、福祉と医療の先進都市京都の実現のため全力を尽くして参ります。

今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。  
結びに、京都府柔道整復師会の益々のご発展と皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。



# 新年のご挨拶



副会長 林 啓 史

新年を寿ぎお祝いを申し上げます。旧年中の本会事業へのご参加、ご協力並びにご理解に対しまして心よりお礼申し上げます。

昨年は、国内外で枚挙にいとまがないほどの出来事がありました。身近なところでは新型コロナウイルス感染拡大、医療改革、試験財団事件、日整会長交代、長尾淳彦会長の日整副会長就任、スタグフレーション経済、京都市財政逼迫などがありました。新年のご挨拶にはふさわしくないお話をすることになりますが、お許しいただきたく存じます。

近年の療養費申請額の推移からも読み取れるように、柔道整復師業の状況がサルコペニア症状からフレイル状態になっていくのではないかと危機感を覚えます。手当が遅れてレームダックに陥るのを何としても防がなくてはなりません。この課題に取り組むうえで重要なことは、状況改善を筆頭テーマに位置づけ、問題分析、解決策などに細分化して連鎖させ、作業工程を視覚的に表現するフローチャートを作成するのがよいと考えます。これは複雑なプロセス、シ

ステム、アルゴリズムを明瞭にすることになり、実現可能なロードマップまで作成していくには、より理解が進んで実効性のあるものになり、多くの会員の参加が期待できるはずです。日整が広報に統計学初級講座を連載されていたのは、データ分析の重要性を認識されている証です。『データは語る』を利用して現状を正確に分析し、課題を洗い出して解決策を探ることは、将来を予測するために最適なものです。データの読み取りにおいて大切なことは「己を知ること」であり、見たくない情報に蓋をすることなく現状・実態把握をすることです。この過程において多くの新たな課題が浮き彫りになるとともに、良き副産物を生むことにもなります。

次に重要なのは、問題意識の共有です。できるだけ多くの人が参加して多様性を図り、忌憚のない多くの意見を集めることが肝要となります。そのためには組織のメンバーが一体感もつことが必須になります。しかしながらコロナ禍によって会員のインクルージョンが阻まれるため、全組織に思慮あるガバナンスが訴求されます。柔整ならではの強みは何か、公益社団会員ならではの強みは何か、それぞれ比較する対象が違いますが、この二極を徹底的に探ることによって解決策が透けてくるものと確信します。

最後に、まだまだ状況改善のための重要なアイテムはありますが、これからも副会長として意気軒昂で職責を果たしてまいりたいと思います。



# 新年のご挨拶



保険部長 中村英弘

新年あけましておめでとうございます。

会員の先生方、ご家族の皆様、関係各位におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、保険部の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、世界中に新型コロナウイルスの感染が拡大し、日本でも感染に対する恐怖にさらされてから3年になります。

この間、何もかもにおいて「自粛」を強いられ、精神的にも経済的にも厳しい日々が続きました。私たちの施術所においても、この影響をまともに受け患者さんの来院が少なくなったり、来院頻度が減ったこともあるかと推察されます。

どのような状況であっても、いつもやらなければいけないことを「きちんと」として、それを「積み重ねて」いくことが大切なことだと思います。

日常の業務においても、患者さんと「きちんと」向き合い、問診・視診・徒手検査などを「きちんと」行い、患者さんの苦痛を「きちんと」取り除き、症状などを「きちんと」カルテに記載し、それを「積み重ねて」申請書に記載し「きちんと」請求するという日々の業務を「積み重ねて」いくことが、大切なことで基本的なことあります。

柔道整復師が、施術し申請書を作成し、保険者に請求をする流れをルーティン化し「きちんと」行えば、たとえ一時的に来院が少なくなったとしても、必ずコロナ流行前の状態に戻ると信じています。

決して結果を急がず、ひとつひとつを「きちんと」行い「積み重ねて」行くことの大切さを、いま一度振り返ることが必要かと思います。

人生の先輩に『良い時はほど気をつけなあかん』という言葉をかけてもらったことがあります。

良い流れの時は誰でも気がゆるんだり、遊びがちになったり、仕事をさぼったりすることがあるかと思います。どんな時でも「きちんと」「積み重ねて」いかないと、いつかはしっぺ返しを食らうと教えられていました。

世の中がコロナウイルスの恐怖から解放されて、この言葉を実感できる日を待ちたいものです。また、これからもこの言葉を大切にしていくことで、きっと明るい明日が来ると信じております。

今年も保険部の事業運営に格別のご支援を賜りますことをお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 新年のご挨拶



経理部長 谷山和浩

あけましておめでとうございます。年頭にあたり会員の皆様にご挨拶申し上げます。

日頃より経理部の取り組みにご尽力くださる会員の皆様に大変感謝しております。

京都府柔道整復師会館の運営も順調に推移し、新たに別館の運営も始まりました。京都府柔道整復師会はコロナ禍を生き抜く新しいモデルを構築し安定した道を進んでいます。

本館の賃貸併用は安定した収入を得ており、全国の柔道整復師会の先駆となり、注目を浴びています。この経験を活かし、別館の収益に係る運営も安定したものにしていきたいと思います。

長尾淳彦会長のもと、コロナ禍においても京都府柔道整復師会は新しい事業と共に継続して発展しています。

収入の減少が引き続き見込まれますが、協同組合を交えて今まで蓄積されたノウハウとシステムをフル活動し、会費収入以外の収入を得るべく、収支がどのように変化しているか、理事

会の収支報告の中で今後も報告し、出来るだけわかりやすい資料作りと数字の見える化を継続して取り組んでまいります。

全員が同じ情報を見て、同じ認識ができ、同じベクトルで進んでゆく、共通の判断基準となる資料作りを心がけています。

コロナ禍においても、京都府柔道整復師会は一団となって対策に取り組んでまいりました。

このような時だからこそ、明るい未来を見据え、安定した運営を行っていきたいと思いますので、会員の皆様にもご協力をお願いします。

京都府柔道整復師会の果たすべき役割は、全国に先駆けた安定した運営と柔道整復師が一致団結し、知識、技術を向上させ、同じ理念で一丸となって信頼される立場で地域医療に取り組んで行く事であると思います。

また、高齢者の機能訓練や介護事業にも我々の持つ最大限の力を發揮して、京都府柔道整復師会をより活性化していきたいと思います。

役割は違いますが、本会と協同組合が協力し会員と組合員のためになるよう、長尾会長（協同組合理事長）と共に、本会と協同組合の橋渡し役を継続的に努めて行きたいと思います。

役員・部員・会員の皆様方のご支援をいただいて責務を全うしたいと存じますので、今年も何卒ご協力とご指導を賜りますようお願い申し上げます。



# 新年のご挨拶



学術部長・保険部副部長  
今井 雅浩

新年明けましておめでとうございます。  
皆様には新年をお健やかにお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

昨年10月の近畿学術大会京都大会はWeb開催し、1,155名の参加者事前登録をいただき、大盛況のうちに終えることができました。ご参加いただいた先生方、関係各位の皆様に改めて感謝申し上げます。近畿初の完全Web学会はいかがでしたでしょうか。全く新しい取り組みに対し、近畿学術委員会でも従来通りを良しとする意見が根強くありましたが、そういう学術委員の偏った思考を一変させる必要性も強く感じました。長尾淳彦会長、林啓史副会長には強力にバックアップしていただき理想の学会像を求めて、今できること今やるべきことについては、ほぼほぼ皆さんに提示できたのではないかと思っています。後は中身の問題と、省力化=分業=情報集約について近畿学術で議論を重ねて、着実に前進していくことを願っております。

学術分野での日本の課題は10年も前から

- ① デジタル化
- ② オープンアクセス
- ③ アーカイブ化

これらが遅れていることと言われていますが、業界団体が主催する学術大会での本質的な課題は少し違うところにあるのかもしれません。京都では年に2回京都接骨学会を開催していますので、課題解決に繋がるような取組を工

夫し実践していきたいと考えております。

保険部関連での大きな問題は「受領委任制度」の堅持についてです。長尾会長が常々言わっている通り「受領委任」は患者が一部負担金のみで治療を受けられる患者の利便性のための制度です。柔道整復師の立場で言えば、対価の支払いが数か月遅れ、レセプト請求業務、入金管理業務等による生産性の低下というデメリットがあることと、保険が使えることによる患者の安心感や利便性といった生産性向上に繋がるメリットを保険者とともに享受していることを全柔道整復師が再確認すべき時期に来ているのは確かです。

「頻繁に行われる患者照会」「支給申請書作成時の負担増」については療養費適正化の名目で延々と行われ、我々は辟易としていますが全てはこの制度の悪用対策です。支給基準に沿った制度運用を続けることと柔道整復の業務範囲の拡大については二律背反ではなく両輪の輪だということを念頭において、会員として施術所の運営、役員としては組織運営に当たることを再徹底していきたいと考えています。

厚労省もテーマとして患者や利用者の「利便性」、医療・介護従事者の「生産性の向上」を掲げています。簡単に言うと利便性とは楽になること、生産性の向上とは儲かることです。つまり上手に「楽して、儲かる」業界に変貌できるチャンスはあるはずです。そのために、柔道整復師には何が求められているか、何をすべきかをしっかり認識すべきです。私自身はもういくつかの答えは用意できていますがここでは書かず、これを読まれた柔道整復師の皆さんに熟考をお願いしたいと思います。

コロナ禍ももう3年になり、ぼちぼちアフターコロナに進む時期に来ていると感じます。本当にしんどい時期でしたが、これを機に柔道整復もNewNormalとなれば災い転じて福となすことができます。本会理事としては残り半年の任期となりましたが、現状に満足することなく長尾会長を先頭により良い業界を目指して、日々努力を重ねる所存です。

本年も諸問題にいち早く適切に対応すべく、より一層業務に精励してまいりますのでご協力ご指導を賜りますようお願い申し上げます。結びにあたり、会員の皆様、ご家族、関係各位のご健勝とご多幸を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 新年のご挨拶



広報部長 中川 稔貴

あけましておめでとうございます。旧年中は広報部に対しまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。新春を迎え皆様、ご家族様にとって幸せな一年になるよう祈念申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症第8波は年が明けて落ち着いてきていると願い、新年の挨拶文を書いております。去年も引き続き新型コロナウイルス感染症が巷を騒がせ、ロシアのウクライナ侵攻により世界的な経済の悪化で世の中が混乱しました。特に日本では円安により経済が悪化し、すべての品の値上げにより家計が逼迫しています。世界的にみると、日本人の収入が世界と比べて停滞しているとの事で抜本的な経済の改革が必要とされています。2022年は暗い話ばかりでなくスポーツ界、特に冬季オリンピックでの日本人の活躍で過去最高のメダル数を獲得しました。野球界でも国内外と日本人が活躍した年もありました。

接骨院業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響はなくなってきたと感じておりますが、引き続き行き過ぎた患者照会などで

年々患者来院数が落ちてきています。去年に引き続き、柔道整復師としての働き処を模索しつつ、学と知識、知恵のスキルアップをサポートして行き、資格を活かしたサステイナブルな働き方やダブルワーク・ダブルキャリアにつながる情報を発信できればと考えています。

私も思うところがあり、40年近いブランクが有りますが今、晩学に勤しんでおります。その先でどういった社会貢献ができるかまだまだ判断は出来ませんが、少しでも自分のスキルを上げようと努力をしています。「死ぬまで勉強」、師匠 原 健先生の言葉を糧に柔道整復師の生きる方向性も含めて考えて行きたいと思っています。まずは、個々の一歩を踏み出す勇気が必要です。何事も挑戦です。

京都府柔道整復師会としましては会員に会運営の負担が掛からない方向性の一つとしまして、別館の運用を始めました。皆さんのご理解と、ご活用をお願いします。

広報部活動では、京柔整会報（広報機関誌）や京都府柔道整復師会ホームページにおいて本会の活動や情報を公開して、行政、保険団体、国民に柔道整復師・柔道整復術の周知とご理解いただく活動を行っております。さらに、本会会員と他団体、個人契約者との区別化をするために、接骨院・管理者の情報を公開しております。「講習会・研修会履歴」においては、一般の方に向けて本会会員先生方の勉学心と保険に関する情報収集の取り組みへの評価材料を提供しています。さらに会員専用ページでは、各部に関する情報や様式のダウンロードなども提供しています。随時、ホームページの更新をしておりますのでご確認下さい (<https://kyojusei.com/>)。そして、より身近な Facebook、Instagram の運用もしております。皆様からのご投稿やご意見をお待ちしております。

引き続き執行部の一員として努力してまいります。今年もよろしくお願ひします。

# 新年のご挨拶



学術副部長・広報副部長  
中 村 賢 治

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は本会の事業活動に多大なるご協力とご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

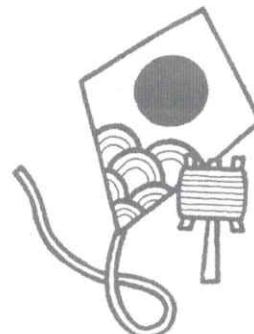
昨年10月16日に開催された近畿学術大会京都大会において学術部、広報部の副部長として準備運営に携わらせていただきました。大会では多くのご参加を賜り、成功裏に収めることができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。近畿初のWeb開催が可能になったのは、日進月歩の勢いで進化している通信技術の発展と普及にあると言えます。これを用いた会議やセミナーが広く一般化し、本会でも活用が進んでいるところです。近畿初となる完全Web開催の成功は、これから様々な大会の運営方法の選択にも大きな一步が踏み出せたのではないかでしょうか。

このようにITデジタル技術の浸透によって、新しい価値を与えより良い方向へ変化できるようになることをDX（デジタルトランスフォーメーション）と呼び、最近いたる所で聞くようになりました。経済産業省もDXが進まず経済損失が発生する「2025年の崖」という言葉を使い各方面に導入を推し進めています。

我々、柔道整復師業界はDXでどのように変化するでしょうか。昨年10月、河野太郎デジタル大臣から2024年秋までに「現在の健康保険証を廃止し確実にマイナンバーカードへの一体化を目指す」という趣旨の発表がありました。マイナンバーカードで資格確認の取り扱いが出来ればとても確実で便利ですが、オンラインの整備がほとんど出来ていないこと等から資格確認を行うためのシステム構築が必須となります。こうした柔道整復施術所のオンライン資格確認の整備に関する要望を、公益社団法人日本柔道整復師会 伊藤述史会長と長尾淳彦副会長が提出し、すぐさま検討され柔道整復施術所すべてにカードリーダー等のハードの無料整備を国が承認しました。短期間で全施術所ともなれば簡単にはいかないでしょう。今年は2024年に向け準備が進む年となります。会員施術所へ、スムーズな移行が出来るよう正確にスピーディーに情報をお伝えいたします。

新しいことが始まるだけでなく柔整業界を取り巻く諸問題やウィズコロナの生活など、この一年も一筋縄ではいかない年となりそうです。府民、会員、業界発展のため尽力いたします。

皆様の選任をいただき一年半が過ぎました。任期満了まで鋭意努力邁進してまいりますので、ご指導ご協力の程よろしくお願い申し上げます。末筆になりましたが、会員の皆様ならびに関係各位の益々のご健勝とご活躍をお祈り申し上げ新年のご挨拶といたします。



## 新年のご挨拶



事業部長・総務副部長  
兼 田 旭 紘

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人柔道整復師会会員の先生方、ご家族の皆様、健やかに新年を迎えたこと心よりお慶び申し上げます。

今まだ続く新型コロナウイルス感染症の流行、昨年末には第8波と何度も感染拡大の波が来ており、会員の皆様方の施術所や活動にも多大な影響があったと思われます。しかしながら新型コロナウイルス感染症に対する規制や制限も徐々に改善されてまいりました。人流が抑制されることも少なくなり、社会活動や学生、市民のスポーツ活動も再開されつつあります。当柔道整復師会の少年柔道教室も昨年10月から通常通り再開し、柔道の大会も開催されております。本会から派遣依頼を受けたスポーツ大会等の救護隊も会員の皆様のご協力により派遣することができております。市民活動が活発になり、人流抑制がなくなることにより我々の業務も以前のように戻り、活動の幅も広がっていく

と思われます。

本年は我々柔道整復師として生活、活動の幅を広げていけるように新たな取り組みを模索し会員の皆様方と共有して参りたいと考えております。この3年間、日本も大きく変化してまいりました。IT化の流れ、賃金の引き上げ、我々もこのような流れの中、「難しい、わからない、接骨院には関係ない」ではなく、その流れに乗っていかなければなりません。

また、そのようなことを逆に活かしていくことも大切だと思っておりますので、日々最新の情報を入手し対応していくこうと考えております。学会、講習会、セミナー等、昨年まで会員の皆様が集まって情報の共有を行う場が少なく限られておりました。我々同じ京都府柔道整復師会の一員として横のつながりを大事にすることも必要と考えており、情報交換が出来る、「場や機会」を少しでも多く用意できればと考えております。新型コロナウイルス感染症拡大による感染の不安などにより「場や機会」が減ってしまい、会員の皆様方の参加が減ってしまっております。本年は是非ともいろいろなイベントに参加していただき、横のつながりを持ち、最新の情報を入手していただきたく考えております。

京都府柔道整復師会は会員の皆様方のご理解、ご協力のもと活動しております。本年も執行部一同、京都府柔道整復師会並びに会員の皆様方の繁栄のため邁進してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

末筆になりましたが、会員の皆様ならびにご家族の皆様のご活躍ご健勝を祈念申し上げまして、年頭のご挨拶といたします。

## 新年のご挨拶



監事 弁護士 薦田 純一

新年あけましておめでとうございます。

会員の先生方、ご家族、スタッフの皆様が、健やかに新年を迎えたことをお慶び申し上げます。

さて、令和5年度も、ご厚意により昨年度に引き続き監事に委嘱されましたので、本年も謹んで監事の職務を全うしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

新年度は、新しい「別館」も有効活用して、京都府柔道整復師会の業務の拡充を目指して活動を開始する節目の年になります。こちらにつきましても会員の先生方やスタッフの方々と一緒に手伝いをさせて頂ければと願っております。

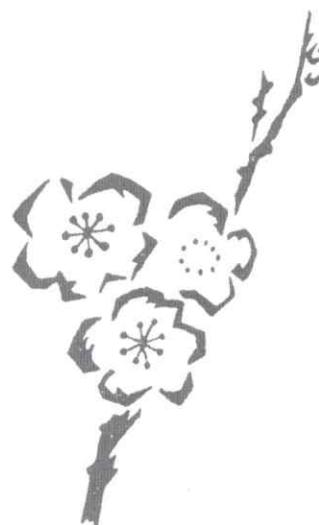
また、会員の先生方の患者さんの中にも、「エンディングノート」の記入を始め、ご自分の財産関係の整理や引継ぎなどに関する準備、

すなわち「終活」の必要性に対する認識が広がっていることと存じますが、そのようなご相談にも、丁寧に対応させて頂きますので、どうぞお気軽にお声かけ下さいますようお願い致します。

なお、昨今どの分野でも、「IT化」が急速に進行しており、戸惑うことが多くなってきておりますが、なんとかこの波に乗り遅れないよう工夫をして、努力して参りましょう。

さて、「コロナ禍」の影響が終息する気配が見えないばかりか、変異種などに対する備えの必要性が声高に言われています。そんな中で、会員の先生方やスタッフの方々は、懸命に「感染防止対策」等の活動にご尽力されていることと存じます。市民の一人として、そのご尽力に感謝致しますとともに、会員の先生方やご家族、スタッフの皆様の益々のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

以上



# 新年のご挨拶



監事 細川義昭

新年明けましておめでとうございます。平素より会員の先生方やご家族の皆様方には、社団活動にご協力賜り、誠にありがとうございます。

令和3年6月から、監事職を務めさせて頂き、1年半が過ぎようとしています。

会長をはじめ理事の先生方のご助力のお陰を持ちまして、従事させて頂いております。今後も出来る事を精一杯頑張る所存ですので、宜しくお願い申し上げます。

2019年12月に中国武漢市から始まった新型コロナ感染症は、瞬く間に世界中に広がり、パンデミックとなりました。長引く新型コロナ感染症の影響で、京都府柔道整復師会のみならず、会員の先生方の治療所運営にも多大な収入減少をもたらしてゐる事と思います。

それらを打破するために、京都府柔道整復師会は昨年末より別館運営の新事業に着手致しました。京柔整会報(165号)にも掲載されておりましたが、接骨院スペースを有効に活用して、従来の手法を残しつつも、プラスアルファーを

考えて、治療所の増収に繋がる様な記事が紹介されています。

例えば別館2階でトレーニングジムを営まれるY-TOREさんです。昨年の9月24日に別館1階の柔道場で柿落としを兼ねて行われたセミナーでは、代表取締役の林田義博様、2009年ベルリン世界陸上選手権大会銅メダリストの村上幸史様が講師となりご指導下さいました。スポーツ選手の強化メニューは勿論のこと、高齢者に向けた健康増進のための運動も考案して頂けます。他にも機能運動指導員の資格を活かした介護運動や健康体操なども空き時間に取り入れることが出来れば、患者さんへの信頼度も増して収益も見込めると思います。

このようにして治療所運営も転換期を迎えていきます。柔道整復師でしか出来ない事を模索して、患者様方が、安心して日々の生活が送れるように務めるのが地域に根付く柔道整復師としての役割ではないかと思います。

監事としての役割は、その様な新しい事業等が正しく成されているかどうかを判断して執行すると共に、厳しい財政をしっかりと管理して少しでも会員の皆様方の利益に繋げられるよう業務を遂行する事だと思います。京都府柔道整復師会が設立されて100年余りの歳月が流れましたが、先人達が築き守られて來た歴史ある柔整業界を、今後も正しく継承して行かなければなりません。今後も会員、関係各位の皆様には、本会と業界全体の発展のために一層のご協力を賜りますように、宜しくお願い申し上げます。

最後になりましたが、2023年が皆様方にとって希望に満ちた幸福な年になります事を心より祈念し、新年のご挨拶とさせて頂きます。

## 新年のご挨拶



京都府柔道整復師会  
指定居宅介護支援事業所  
代表 長尾 淳彦

あけましておめでとうございます。  
本会の指定居宅介護支援事業所（やわら会）は  
平成11年に京都府から指定を受け設立しまし  
た。在宅の要援護者が適切に介護サービスを

京都市伏見地域介護予防推進センター  
代表 長尾 淳彦

あけましておめでとうございます。

京都市の地域介護予防推進センターは、高齢者（65歳以上）の方々が、介護を必要とせずにいつまでも元気に暮らせるように地域における介護予防の拠点として市内12カ所で委託運営されています。

平成 21 年 11 月に設立した「京都市伏見地域介護予防推進センター」は、京都市の地域介護予防推進センターの業務委託法人として本会が選定されました。

## 十数年間の伏見地域における介護予防に関する研究

利用できるように介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護保険利用者とサービス事業者のパイプ役となり、連絡・調整など介護に関する様々な相談に応じます。

現在、やわら会は、正社員として介護支援専門員3名、介護支援専門員である本会の会員11名が活動しております。居宅介護支援費の目請求の件数は約200件をこなしています。

介護に関する機能訓練指導員でもありますので要援護者の運動器の状態を適切に把握し、身体状況などにマッチしたケアプランを的確に作成できます。

今後は右京区のみならず、東山区、山科区、伏見区、西京区の利用者の方々やサービス事業者との連携も構築していく予定です。

一歩一歩着実に実績を積んで利用者に係る人々に喜ばれる事業所を目指します。

本年もよろしくお願ひいたします。

ての普及啓発活動や介護予防の教室開催に対し、毎年高い評価をいただいております。

柔道整復師という資格の持つ「高齢者への対応」「運動器に対する知識」「心身のバランス作り」などの知識や技術をフルに活用しています。栄養士による「栄養指導」や歯科衛生士による「お口の健康」などのお話を取り入れ、スタッフ一同業務に励んでおります。

コロナ禍のなか、高齢者の方々が利用者ですので出来る範囲の最大限の新型コロナウイルス感染防止策を講じながら伏見地域の高齢者の皆様に「安心安全」なプログラムを提供しております。

アフターコロナ対策として外出自粛で起こる

「廃用性症候群」への対応も含めて地域の皆様  
が心身ともに快適に過ごせる環境を構築する

お手伝いを行っていきます。



**京都府柔道整復師協同組合**  
理事長 長尾 淳彦

新年あけましておめでとうございます。新春  
にあたり謹んでご挨拶申し上げます。

協同組合業務の円滑な遂行のため、加盟業者  
の皆様をはじめ関係各位の皆様には多大なるご  
協力を賜り心より感謝申し上げます。

ロシア・ウクライナ問題や円安による物価上  
昇が組合員の生活にも多大なる影響を与えてい  
ることと思います。こうした状況の時にこそ本  
協同組合が力を発揮する時と考えます。

この数年、同様のことを述べていますが本協  
同組合の具体的展開として、

1. 共同購買のさらなる優位性を活かしての良  
いものを安価で簡単に購入できるシステム  
の構築。
2. 銀行など金融機関とのタイアップによる施  
術所経営の資金的バックアップや経営診断  
やアドバイスなど。
3. 組合員間の施術所移転や継承の仲介。
4. 勤務柔道整復師や従業員の人的斡旋。京都  
府柔道整復師会会館や別館を利用しての収  
益に係る管理・運営などです。

また、施術所に関わるものだけでなく、組合  
員のみならず、家族、患者さんに対して生活全  
般において必要な商品やサービスも提供できる  
ようにしたいと思っております。

協力いただいております指定業者の皆様と市  
場が活性するよう知恵を出し合い、時代のトレ  
ンドにマッチした京都府柔道整復師協同組合と  
したいと考えております。

330名余の組合員の皆様、家族、従業員、患  
者さんで構築される本協同組合のマーケットは  
非常に大きく深いものがあると思いますし、本  
組合員でない京都府の柔道整復師の皆様にも本  
協同組合システムを広げていきたいと思っています。

組合員の先生方からの忌憚のないご意見やご  
要望をお待ちしております。

結びに京都府柔道整復師協同組合組合員並び  
に関係していただいている皆様のご健勝、ご多  
幸をお祈り申し上げ新年のご挨拶といたします。

令和5年1月1日



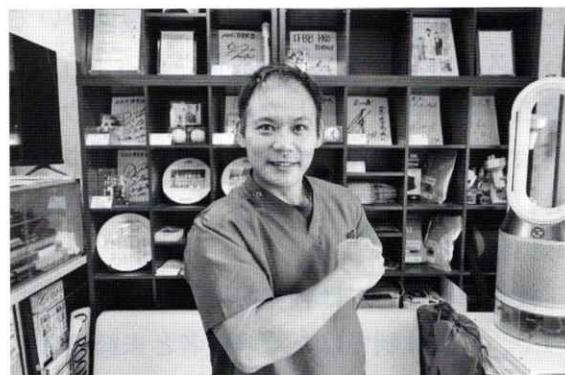
# 人とのつながりを大切に 中京支部 兼田旭紘会員聞く

今回は本会理事であり、事業部長、総務副部長を務める兼田旭紘理事の施術所を訪問いたしました。

兼田理事に本会と自院での取り組み・今後の展望をお伺いしました。

## 一柔道整復師を目指された経緯、開業されるまでの経緯についてお聞かせください。

高校から柔道を始めたのですが、その時に左京区の栗原接骨院でアルバイトをしていたことがきっかけです。栗原壽雄先生（本会顧問）に柔道整復師の学校に行くよう勧められ、石川県の北信越柔整専門学校に入学しました。北信越柔整専門学校は当時、入学者全員が柔道を行っている強豪校で、毎日柔道の鍛錬をしていました。卒業後、21歳で免許をとったのですが、そのころ鍼灸にも興味があり、鍼灸の学校に入学し直し、大阪府の明治東洋医学院専門学校にいきました。現在、鍼灸については東洋医学的なアプローチよりも物理療法の一つとして活用しています。学生時代、数々の接骨院で研修を行いながら、鍼灸の免許を取ってからは兵庫県尼崎市で分院長を経験させていただき、平成20年6月に現在の接骨院を開業するに至ります。



兼田旭紘理事

## 一新型コロナウイルス感染症の影響はいかがでしょうか。

令和2年4月に発出された緊急事態宣言のときには収入80%減の大打撃でした。学校が休みになり、クラブ活動も停止し、主な来院患者層のスポーツを行っている学生の来院がなくなりました。出るなと言われている時期に来院を促すこともできず、ただただ我慢の日々が続きました。現在でもコロナ前の60%程度までしか回復していない厳しい状況が続いています。

## 一業界では自費のサービスも併せて提供する流れになってきていますが、かねだ接骨院での自費施術の取り組みについてお聞かせください。

令和元年から酸素ルームを設置しています。1時間2,500円、2時間4,000円の自費をいただいている。学生は1時間1,500円、家族や友人など複数で利用される場合にも一人あたり1時間1,500円をいただいている。酸素ルームの中では宿題をしたり、ゲームをしたりして過ごす学生が多く、自分の身一つで勝負する陸上競技や水泳の学生がよく利用してくれています。新型コロナ感染症の影響でマスクをつけての生活を余儀なく



4人で入れる酸素ルーム

されている状況が続いているからか、一般の方も酸素ルームの利用をされるケースが多くなってきています。

鍼灸については部分的な物理療法をして利用し、1か所500円の自費をいただいている。

学生が多いこともあり、超音波治療、テーピングについては後療法の範囲として別料金はいただいていません。運動指導についても学生から別料金を徴収することは難しく、後療法の範囲として行っているのが現状です。

—令和3年度から理事に就任され、事業部長、総務副部長を兼任されていますが、会務について、その取り組みと今後についてお聞かせください。

理事に就任した令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業のほとんどが中止になり、救護活動についても、柔道についてもほとんど活動がありませんでした。令和4年度から各スポーツイベントも開催されるようになり、救護活動を再開し、令和4年10月からは少年柔道教室も再開しました。新型コロナウイルス感染症により、本会でも会員が集まつての総会、学会、懇親会の機会が減り、オンラインと併用する方法になっています。会員同士が顔を合わせ、直接会つてのコミュニケーションの機会が減っているため、会務に対する協力依頼が行いづらい状態です。

救護隊については各支部に派遣を依頼していますが、同じ会員が行っている状況が続いているので、一人体制ではなく経験者と未経験者の二人体制で動き、経験を積む場を提供していかなければと思っています。未経験者が経験者となり、その経験者と新たな未経験者の二人体制で救護に行くことで、経験者を増やし、誰もが救護に行ける体制を整えられればと思っています。そのための事業部の予算建てを行っていかなければと思います。

柔道については警察署の柔道場が閉鎖になったり、町道場が閉鎖になったりして、柔道そのものが行われていない期間が長く続いていました。本会の少年柔道教室は令和4年10月から再開していますが、他の道場が閉鎖中のためか、入門者が増えてきています。現在は毎週土曜日の14:30～17:00まで、別館1階のホールで柔道教室を行つていて、岡島順会員（左京支部）、山本俊広会員（下京・南支部）、戸川和孝会員（伏見支部）、私の4名で指導に当たっています。救護同様、交代で指導できる体制を整えていくために、柔道経験者の会員にはぜひ、指導者としてご協力を願います。



デジタルサイネージ付きの  
手指消毒装置

—今後の自院での取り組み、活動についてお聞かせください。

新型コロナウイルス感染症に対する規制が緩和されつつあるので、学校や運動クラブチームに積極的に広報活動をしていきたいと思っています。現在も大学の野球部のトレーナー契約を結び、身体のケアを行っていますが、そのつながりから来院に結びつくこともあります。土日に小学校の野球のコーチをしたり、平日水曜日の午後に小学校の柔道のコーチをしたりしています。地域、学校との関係性をつなぐことも継続していきたいと思います。

周囲の方々との普段からの付き合いが大切だと思います。近隣の整形外科医の先生とも友好な関係で、骨折施術に対する対診をお願いし、施術の同意も得ることができますし、交通事故での負傷の患者さんに対する施術の同意も得ることができます。プライベートでも病院の理

学療法士やレントゲン技師の方と食事会をしたり、一緒にゴルフに行ったりしています。時間があれば対診の患者さんに同行して、直接ドクターと顔を合わせて話をする機会をつくっています。

まずはコロナウイルス感染症が蔓延する前の昔からある接骨院らしい接骨院を運営できるようすることを目標に、社会の新たなニーズにも対応できる自費施術についても随時取り入れて運営していきたいと思います。

#### 〈取材後記〉

兼田理事と活動と共にされた会員の先生方はわかると思うのですが、本当に人とのつながりを大切にされる先生です。その人柄に会員の先生方も協力依頼があったときには惜しみなく協力されていることだと思います。コロナウイルスに対する規制が緩和されつつある今、本会の事業も徐々に動き出しています。本会から協力依頼があった際にはぜひとも会員の先生方のお力添えをお願いいたします。

(取材・文／広報部 森田康裕)



施術所外観



受付・待合室



運動療法スペース



施術室

# 第45回近畿学術大会京都大会

令和4年10月16日(日)京都府柔道整復師会本館2階ホールから、第45回近畿学術大会 京都大会が全国に向けてWEB配信されました。

今大会は、近畿ブロック学術大会としては初めてとなる完全WEB開催となり、事前登録者数はなんと1155人超を記録し、当日の配信は第Ⅰ会場、第Ⅱ会場合わせてのべ2000人を超える皆様のご参加となりました。配信後のアーカイブ(動画倉庫)では今でも視聴人数は増えています。

WEB開催スタイルですので全国各地からご参加いただくことができました。柔道整復師はもとより、他国家資格保持者や他団体会員、さらには一般の方にもご視聴いただきました。ご参加賜りましたみなさま誠にありがとうございました。

午前10時、(公社)京都府柔道整復師会学術部長、今井雅浩大会実行委員長が司会進行を務め開会されました。

## 開会宣言



(公社)兵庫県柔道整復師会会长 岩本芳照

## 主催挨拶



(公社)日本柔道整復師会会长 伊藤述史

## 来賓祝辞



京都府知事 西脇隆俊



京都市長 門川大作



(一社)京都府医師会会长 松井道宣



(一社)日本柔道整復接骨医学会会長 安田秀喜

## 主管挨拶



(公社) 京都府柔道整復師会会长 長尾淳彦



大会実行委員長 今井雅浩

## 特別講演『腰痛の予防について』

東京有明医療大学保健医療学部柔道整復学科 小山浩司 准教授（京都府福知山市出身）

国民の8割以上が経験し、我々柔道整復師の臨床現場において腰痛を主訴に来院される患者は後を絶ちません。これまで腰痛の原因は85%原因不明とされてきましたが痛みに至る原因や疫学、メカニズムの研究から近年は原因の80%を特定することができると言われるようになりました。その原因のひとつ椎間板障害に焦点を当て、腰痛は動いて良くする。なぜ腰痛予防にランニング動作が期待されているのかを講演していただきました。

公益社団法人 日本柔道整復師会 第45回近畿学术大会 京都大会  
特別講演  
『腰痛の予防について』  
小山浩司 KOYAMA KOJI  
東京有明医療大学 保健医療学部 柔道整復学科 准教授  
博士(体育科学)(日本体育大学)  
柔道整復師  
(公財)日本スポーツ協会公認 アスレティックトレーナー  
(公財)日本障がい者スポーツ協会公認 スポーツトレーナー

午後1時からは第Ⅰ会場、第Ⅱ会場に分かれての発表となりました。

## 第Ⅰ会場 コンベンションチャンネル

日整講演 (公社)日本柔道整復師会学術教育部長 森川伸治

『学術教育部からのお願い』

セミナー (公社)日本柔道整復師会学術教育部員 佐藤和伸

『超音波観察オンライン講習』

セミナー 近畿超音波観察小委員会委員長 川戸典知

『超音波新時代第2幕』

活動報告 近畿超音波観察小委員会委員 長尾裕次郎

『超音波新時代part2』



施術所における柔道整復師による超音波観察装置の使用について厚生労働省は、『検査自体に人体に対する危険性がなく、かつ、柔道整復師が施術に関わる判断の参考とする超音波検査については、柔道整復の業務の中で行われていることもあり、柔道整復師が施術所において実施したとしても関係法令に

反するものではないものと解しているところです。なお、診療の補助として超音波検査を行うことについては柔道整復の業務の範囲を超えるものです。』としています。

超音波観察装置を「正しく」使い、それを「使いこなす」ため、日整が取り組んでいます『匠の技伝承プロジェクト』の中でも取りあげられ、本格的に普及が進んでいます。これまでの経緯と新時代へ向けての解説を長尾裕次郎会員が行い、超音波観察装置の基本操作から応用テクニック、注意点など知識と技術の平準化のためのオンライン講演を、佐藤和伸先生と川戸典知先生にご講演いただきました。

## 第Ⅱ会場 プレゼンテーションチャンネル 発表順

『母趾 MTP 関節捻挫の症例報告』

京都府柔道整復師会 稲川大輔

『腰痛に対する適切な寝具の硬さに関する研究』

明治国際医療大学 塩内諒

『橈骨遠位端骨折の固定に対する一考察』

和歌山県柔道整復師会 中尾了

『唾液アミラーゼモニターを用いたストレス軽減効果の検討』

大阪ハイテクノロジー専門学校 春田唯亜 青木花乃

『鎖骨骨折における整復固定』

奈良県柔道整復師会 藤本広樹

『頸関節症に伴う開口障害に対する柔道整復術の基礎的研究』

明治東洋医学院専門学校 檜尾友貴

『頸関節脱臼の口外整復法について』

奈良県柔道整復師会 西尾勝彦

『足趾 ROM トレーニングと足趾把持筋力トレーニングがパフォーマンス能力に与える影響』

履正社国際医療スポーツ専門学校 志水一暉

『柔道による肘関節脱臼の一症例』

兵庫県柔道整復師会 佐伯高志

『学生として考えた浮腫に対する弾性包帯の有効性について』

履正社国際医療スポーツ専門学校 福田紗織

『テニス肘におけるテーピング施術例』

京都府柔道整復師会 三宅通彦

『日用品は包帯固定の代用品として有用か』

京都医健専門学校 小嶋英資

『足関節テーピングによる運動能力の変化』

和歌山県柔道整復師会 木本匡巳

『筋と運動の関係について』

京都医健専門学校 金子遙和・奥ひなの・西川欣貴・藤本美喜

『骨癒合促進の検証』

兵庫県柔道整復師会 上濱博文

『筋力トレーニングについての実在調査』

京都医健専門学校 関口裕斗・関口椎那・高橋史也・羽柴歩生

『振動覚が疼痛に及ぼす影響』

兵庫県柔道整復師会 武田雄大

『キネシオテープ～筋に及ぼす影響～』

京都医健専門学校 村上太一・山下凌司・山脇悠斗・太田勇斗

『体操教室による身体機能向上と柔道整復師の役割』

滋賀県柔道整復師会 柴田善康

『アイシングについて』

京都医健専門学校 山本悠人・新大地・松本剛・松本翔

『SDGs と柔道整復師の関わりについて』

滋賀県柔道整復師会 小林正和

従来、学生発表はポスター展示形式での発表でしたが本学会は完全 Web 開催の為、柔道整復養成校の学生にも会員の発表形式と同じパソコンを使ったプレゼンテーションをしていただきました。これからの柔道整復師業界の担い手たちの、学生ならではの演題発表はどれも新鮮で興味深いものばかりでした。

#### 午後4時15分～エンディング

近畿各府県の学術部長によるエンディングで幕を閉じました。京都大会の開催運営に多大なるご協力を賜りました関係各位の皆様に厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年の第46回近畿学術大会 奈良大会は近畿初のハイブリッド開催を予定しています。柔道整復術の発展と国民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを使命に近畿一丸となって取り組んでまいります。

奈良大会でお会いできるのを楽しみにしております。



第45回近畿学術大会京都大会のすべての演題は大会ホームページからいつでもご覧いただけます。また、予告なく変更、終了する場合がありますので、ご了承下さい。

URL <https://sites.google.com/view/kyojusei/>



# 保険講習会

令和4年11月13日（日）午後1時から京都府柔道整復師会館2階ホールにて保険講習会を開催しました。今回の保険講習会は会場とYouTubeライブ配信とのハイブリッド形式で行いました。太田雄巳保険部員が司会を務め、林啓史副会長の開会の辞、長尾淳彦会長の会長挨拶と続き、中村英弘保険部長から講師の吉川典子様（協会けんぽ京都支部業務部長）を紹介しました。

吉川様からは『柔道整復療養費の状況及び協会けんぽ京都支部の取り組みについて』と題してご講演いただきました。

1. 柔道整復施術療養費審査状況
2. 協会けんぽ京都支部の適正化の取り組み
3. 協会けんぽからのお願い

について順次説明されました。

柔道整復師療養費の審査状況では、審査件数や請求書合計額、3部位以上の請求件数・請求金額をコロナ前の令和元年度と比べ、請求件数、合計額が減っている統計をもとに、新型コロナウイルス感染症の影響の考察を述べられました。

協会けんぽ京都支部の適正化の取り組みでは患者照会実施状況について、コロナ前の令和元年度と比べ減っている統計をもとに、審査状況と同じく新型コロナウイルス感染症の影響が考えられるとともに、患者照会により、適正な請求となっているのではないかと考察を述べられました。施術所照会については審査委員会の指摘に基づいて実施していると説明されました。

協会けんぽからのお願いでは高齢受給者証の確認、負傷の原因の確認、第三者行為等による傷病届について説明されました。



長尾淳彦 会長



吉川典子様（協会けんぽ京都支部業務部長）

次に長尾会長から『柔道整復師の保険制度と業界の現状と課題について』と題し、講演いたしました。柔道整復の歴史的考察をもとに療養費を請求できる根拠について話し、今後、我々柔道整復師が目指していく方向性について、認定柔道整復師制度、業務拡大策の案を紹介いたしました。また、マイナンバーカードを利用した被保険者の資格確認について、導入予定の柔道整復におけるオンライン資格確認の仕組みを紹介いたしました。

続けて保険部からのお知らせとして中村保険部長からは「最近の保険情勢について」

1. 保険者が患者ごとに償還払いに変更できる仕組みについて
2. 柔道整復術療養費の改定について
3. 学校等の管理下での負傷に伴う療養費の請求について

4. 後期高齢者の窓口負担の変更について
5. 施術内容と請求内容の整合性について
6. 月の途中で保険証内容に変更があった場合のレセプトについて
7. 労災・自賠責について
8. 公的審査会での審査基準
9. 療養費請求の注意点
10. 不正請求

今井雅浩保険副部長からは「日々の業務と施術録の整備の仕方について」

1. 施術録（カルテ）について
2. 負傷原因・長期理由・長期頻回理由
3. 不正請求

以上の説明をいたしました。

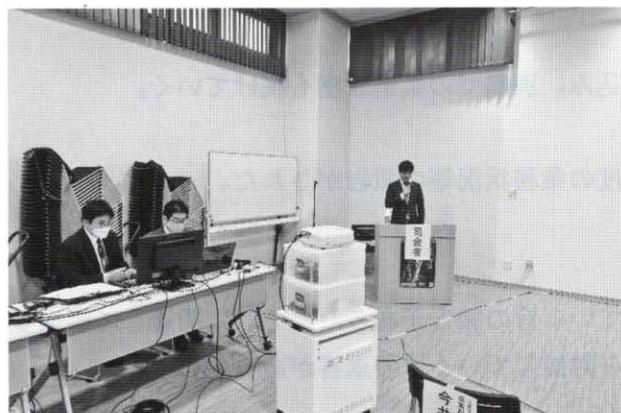
午後4時40分、中村保険部長の閉会の辞をもって、保険講習会を閉会しました。



中村英弘 保険部長



今井雅浩 保険副部長



司会 太田雄巳 保険部員



会場風景

# 京都府柔道整復師会 全体会議

令和4年12月10日（土）16時30分からリーガロイヤルホテル京都2階「朱雀」において本会 全体会議が開催された。定刻になり、司会の林啓史 副会長（総務部長 兼任）により進行された。以下に次第を掲載する。

## 1. 挨拶

（公社）京都府柔道整復師会会长 長尾淳彦

最近の柔整業界などについて挨拶があった。

## 2. 税務セミナー「柔道整復師業務とインボイス制度・電子帳簿保存法について」

尾藤武英 税理士事務所 尾藤武英 講師

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものであり、来年より始まるその制度や電子帳簿保存法について詳細に解説された。

## 3. 報告事項

総務部長 林 啓史

本会と支部は基本的に独立したものであるという観点から支部会規則や支部会計報告を出すように話された。

保険部長 中村英弘

施術録の記載を怠らないように。3月16日に保険講習会を開催。支部会においてもお話をしていく。行き過ぎた保険調査や保険者による規制には断固抗議していく所存である。

経理部長 谷山和浩

会務のIT化にHOTBIZシステムを取り入れ、改善しつつ稼働している。

広報部長 中川稔貴

会報誌への投稿お願い。支部会等の投稿も漏れがないようお願いする。

学術部長 今井雅浩

過日開催された近畿学会についてお礼。学会については今後もネット主体でのハイブリッド開催（ネット＆対面）が続くと思われる。

事業部長 兼田旭紘

来年以降、柔道関連の大会等は開催されていく見込み。別館での柔道教室も続けていく。

上記のような内容で各部部長より今年度及び来年度の業務状況等の報告がされた。

## 4. 支部会からの要望・質問等

一部保険者において接骨院の通院抑制があり困っている旨の報告があった。それに関連して柔道整復師の業務妨害について意見があり、保険部長から対処していく旨の返答があった。

## 5. 質疑応答

保険関連等についていくつか質疑が行われた。



長尾淳彦会長



尾藤武英 講師



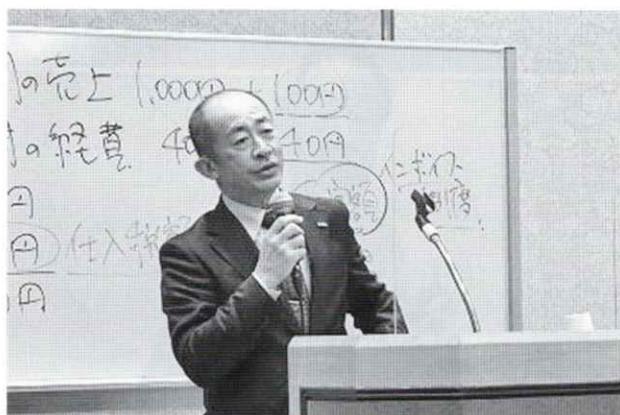
税務セミナー



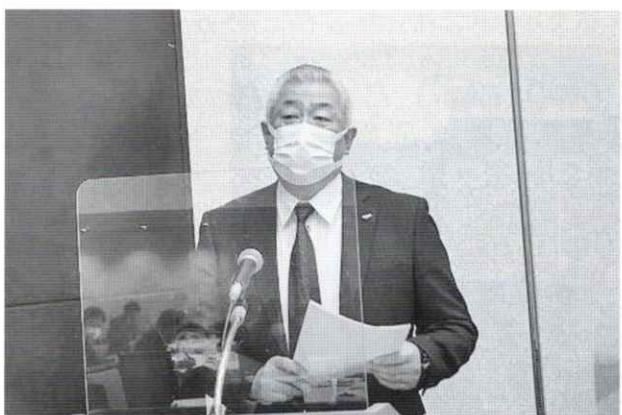
会場風景



林 啓史副会長（総務部長兼任）



中村英弘 保険部長



谷山和浩 経理部長



中川稔貴 広報部長



今井雅浩 学術部長



兼田旭絢 事業部長



薦田純一 監事　細川義昭 監事（左から）

# 第34回 市民スポーツフェスティバル 救護活動報告

令和4年11月3日(水・祝)青空広がる秋晴れの中、西京極総合運動公園にて第34回市民スポーツフェスティバルが行われました。京都市からの派遣要請があり本会より救急救護隊を派遣しました。今大会も昨年度に引き続き、新型コロナウィルス感染症の影響により、規模を縮小しての開催となりました。

午前9時から補助競技場にて開会式が行われ、長尾淳彦会長が来賓として参列しました。

開会式後、補助競技場、わかさスタジアム京都、京都市体育館に分かれ、それぞれグラウンド・ゴルフ大会と親子ジョギング大会、第69回京都市ソフトボール大会と第32回京都市壮年ソフトボール大会、ソフトバレーボール大会が行われました。補助競技場では兼田旭紘隊長(中京)、勝又拓郎隊員(中京)、安達瑠見子隊員(右京)が、わかさスタジアム京都では八木賀史分隊長(伏見)、梅本裕貴隊員(西京)が、京都市体育館では八木克敏副隊長(右京)、井上慎吾分隊班長(右京)が救護にあたりました。京都市体育館で左下腿部挫傷1名の応急手当を行いました。補助競技場、わかさスタジアム京都では負傷者はいませんでした。

午後3時15分から補助競技場でのグラウンド・ゴルフ大会の表彰式を見届け、無事に救護活動を終えました。



開会式に参列する長尾淳彦会長



京柔整救急救護隊 集合写真



安達隊員（右京） 長尾会長 勝又隊員（中京）



梅本裕貴隊員（西京） 八木賀史分隊長（伏見）



井上慎吾分隊班長（右京） 八木克敏副隊長（右京）

**第31回文部科学大臣杯争奪  
日整全国少年柔道大会**  
**第12回文部科学大臣杯争奪  
第12回日整全国少年柔道形競技会**  
**第3回  
全国柔道整復師高段者大会**

令和4年11月20日(日)、東京都文京区の講道館において公益社団法人日本柔道整復師会主催による標記大会が開催されました。午前8時30分から7階、大道場にて少年柔道大会、開会式が始まりました。全国からの精銳選手が整列、開会前の挙げ手、国歌斉唱、開会宣言があり伊藤述史会長の挨拶がありました。来賓の祝辞を賜り、日整全国少年柔道大会が始まりました。いまだコロナ禍の影響は続いており、厳重な感染防止ガイドラインのもと開催となりました。今大会において京都からは少年柔道形競技会、高段者大会への参加はありませんでした。

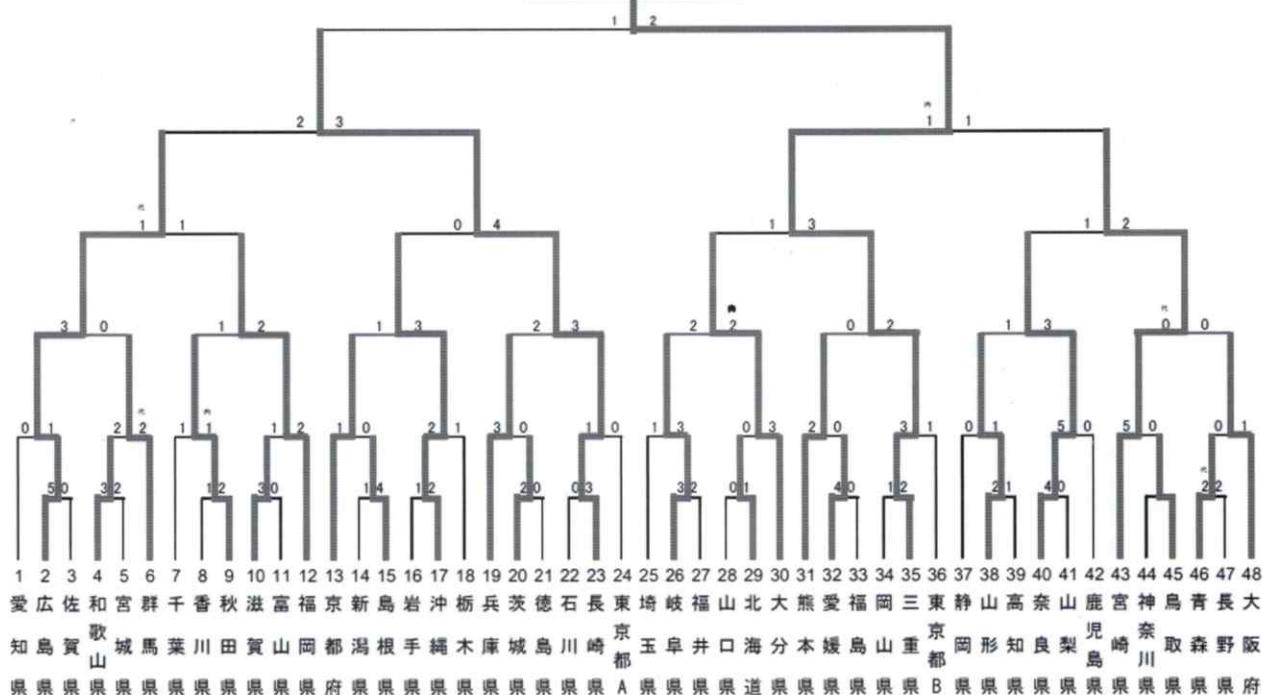
下記に京都の代表選手と試合写真及び試合結果表を記します。

京都府						
監督 山本俊広						
	氏名	学年	身長	体重	生年月日	性別
大将	前田 隆汰	6	155	55	H22.11.22	男
副将	田内 優咲	6	150	36	H22.9.1	男
中堅	木村 一志	5	146	37	H23.5.26	男
次鋒	川渕 大心	5	130	29	H23.9.19	男
先鋒	斎藤 夢真	4	135	40	H24.10.11	男



## 第31回日整全国少年柔道大会試合結果

優勝 三重県



# 第14回日整近畿ブロック親善ゴルフ大会

京柔整ゴルフ同好会 山形高明

日整近畿ブロック親善ゴルフ大会は、近畿1府4県の柔道整復師会に所属する会員が一堂に会するゴルフ大会になります。コロナ禍で3年ぶりに開催され今回は兵庫県が主管となり、令和4年9月23日(祝)東条の森カントリークラブで開催されました。

競技はダブルペリア方式で行われ、個人の成績を競う個人戦と各府県の上位者のスコアの合計を競う団体戦が行われました。京都府からは林 啓史副会長(下京)・藤田 徹会員(下京)・林 哲也会員(南丹)・伊藤友雄会員(城陽)・山田順久会員(中京) 山形高明会員(左京)の6名が参加し、他県・協同組合指定業者様合わせて競技を行いました。

個人優勝は山形高明会員(左京)、団体戦優勝も京都府という最高の成績で目標を達成してまいりました。来年は滋賀県が主管となり開催されますので、団体優勝連覇を目指そうと思います。

京柔整会ゴルフ同好会では毎年春と秋の2回ゴルフコンペを開催しています。アスリート志向が強いゴルファーからエンジョイゴルファーまで一緒にゴルフを楽しんでいますので気軽にご参加ください。



# 「高齢化社会」を迎えて（その5）

## —「終活」の具体的進め方（4）—

本会顧問 弁護士 薦田純一

今回は、「終活」の具体的な進め方シリーズの続編として、今回の相続法改正の法制審議会への諮問の内容であった「配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮」の視点から創設された「配偶者居住権」について（民法1028条・2020年（令和2年）4月1日から施行）、その有効な活用法などについて、具体的に検討してみましょう。現に、つい先日（10月29日付け）日経新聞にも「配偶者居住権・妻に安心」という特集記事が出ていましたので、今ホットな話題ではないかと思います。

1 まず、「配偶者居住権」というのは、どんな権利なのかについて、民法の規定に即して、明らかにしてみましょう。

- (1) ここで「配偶者居住権」というのは、改正相続法によると、妻B（配偶者）が、その夫A（被相続人）の相続開始の時に、夫Aが所有する建物（自宅）に、居住していた場合に、  
 (ア) Aの相続人が行った「遺産分割協議」によって、Bが「配偶者居住権」を取得すると定められたとき、  
 (イ) 配偶者居住権がBに対する「遺贈」の目的とされたときは、

Bは、その居住していた建物の「全部」について、「無償」で「使用および収益」をする権利を取得することが出来るとされました（民法1028条第1項）。

つまり、この権利は、高齢化社会の進行に伴って、残された高齢の配偶者（多くは妻）の居住権を確保するためのもので、それと同時に、残された妻に、一定の生活資金を確保することが出来るように配慮された権利です。

- (2) この権利が創設された「趣旨」を理解するために、その改正の「経緯」を見てみましょう。

- ① この発端は、従前の民法は、「非嫡出子」（婚姻関係にない男女間の子）の相続分を、「嫡出子」（婚姻関係のある男女間の子）の2分の1と規定していましたが、最高裁判所が、この規定を「憲法に違反する」と判断したことによって、この規定が削除されたために、非嫡出子にも他の嫡出子と同じだけの相続分を渡さなければならなくなつたことから、場合によっては被相続人が残した「自宅」を売却して非嫡出子に渡すお金の工面をしなければならなくなるようなケースが増える可能性があります。しかし、高齢の配偶者は、従前通り「自宅」に居住して続けることを希望すると考えられますので、なんとかその居住権を保護する必要性があります。
- ② また、「非嫡出子」などの相続人がいない通常の場合でも、例えば、被相続人である夫Aの「遺産」は、自宅（時価2,000万円）と、貯金（3,000万円）だけで、「相続人」は配偶者（妻B）と子（長男C・独立して別の家に住居）の二人だとします。

この場合の「法定相続分」はB・Cともに2分の1ずつなので、遺産の合計5,000万円の2分の1（2,500万円）ずつ取得することになります。そして、「自宅」に今後も住み続けたいBは、自宅（2,000万円）を相続すると、残り500万円しか貯金を取得できることになりますが、500万円では、将来の生活費が足りなくなる可能性があり、将来に不安を感じます。そこで、配偶者に「配偶者居住権」を取得させることが考えられました。

つまり、「自宅」の「配偶者居住権」を取得する場合の評価額は、「自宅」の「所有権」を取得する場合よりも低くなるので、仮にその評価額が1,000万円とすると、前例では、妻Bは、 $2,500\text{万円} - 1,000\text{万円} = 1,500\text{万円}$ の貯金を取得できることになりますので、老後の生活費の不安を和らげることができます。他方、Cは「配偶者居住権」という負担付きの自宅の所有権

(その価値は1,000万円)と預金1,500万円を取得することになります。

ただ、この「配偶者居住権」の評価方法については、未だに十分整理されているとは言えないので現状のようです。しかし、相続税の税額は、それぞれの相続人が取得した相続分に応じて、税額を分担するのが普通ですから、「配偶者居住権」を評価するための基準の整備などは喫緊の課題だと思います。

2 この妻Bが取得した「配偶者居住権」は「対抗要件」(すなわち、設定登記)を備えれば、Bは「建物の居住権」を第三者(相続人以外の者)に主張すること(「対抗」すると言います)ができます。つまり、例えば、妻Bが、「配偶者居住権」の登記をした後に、建物を相続した相続人(例えば、長男C)が、その建物を第三者(D)に売却し、Dが所有権移転登記を経たとしても、この買主Dは、Bに対して、「私がこの建物を買ったので、出て行ってくれ。」とは言えないということです。

- (1) 但し、ここで注意をしておく必要があるのは、妻Bが「配偶者居住権」の設定登記をするためには、先に長男Cがこの建物の所有権を被相続人から「相続した」という所有権移転登記がなされていることが必要で、いきなり「配偶者居住権」の設定登記をすることができない点です。
- (2) また、長男Cの建物に関する相続登記は、Cの単独申請で行うことができますが、妻Bの「配偶者居住権」の設定登記は、BとCが「共同申請」しなければなりません。
- (3) そうだとすると、「遺言」や「死因贈与」で妻Bが「配偶者居住権」を所得した場合には、「遺産分割協議」のように他の相続人との合意によって取得したものではないので、他の相続人が登記の「共同申請」に協力してくれない可能性がありますし、他の相続人が、この建物を売却してお金で分割したいと考えている場合には「配偶者居住権」の設定を拒み、「遺産分割協議」も整わない可能性があります。

なお、建物の所有権を相続した長男Cは、配偶者Bに対して「配偶者居住権」の設定の登記を備えさせる義務を負うとされていますが(民法1031条第1項)、BとCとの関係性の如何によつては、登記申請に協力してくれない可能性があることも予想されます。

- (4) それでは、長男Cが、登記申請に協力してくれない可能性があるような場合、引き続いてこの建物に住み続けたいBは、どうしたら良いのでしょうか?

この様な場合には、被相続人・夫Aも、自分の死後も妻Bにこの家に住み続けてほしいと願っている場合には、夫Aの生前に、AとBで「死因贈与契約」で「配偶者居住権」を設定し(つまり、Aが死亡したら、Bのために「配偶者居住権」を設定するという契約)、これに基づいて「始期付配偶者居住権の仮登記」をしておくのが良いと思います。そうしておけば、将来Aが亡くなった時には、妻Bは単独で「配偶者居住権」の本登記をすることが出来るのです。

3 以上の通り、妻Bが、「配偶者居住権」を取得することに、一定の合理性があることが分かりましたが、今度は、その「取得方法」について、検討してみます。

改正相続法では、(ア)「遺産分割協議」と(イ)「遺贈」による方法が規定されていましたが、前項で述べたとおり、(ウ)「死因贈与」という方法もあります。

- (1) まず、相続人間で協議して設定する「遺産分割協議書」によって取得する場合があります。  
この「遺産分割協議書」には、被相続人・夫Aの相続人である妻Bと長男Cが協議して「Cが取得する遺産」として、A所有の「自宅」(建物と土地)として、「Aの配偶者であるBは、相続開始時に住居していた前項の建物の配偶者居住権を所得する。その存続期間は、本遺産分割協議書成立の日からBの死亡時までとする。」と記載して、BとCが署名捺印します。
- (2) 次に、「遺贈」によって取得する場合ですが、これは、被相続人・夫Aが生前の、まだ認知能力に問題が無い時点で「遺言書」を作成し、そこに「遺言者は、遺言者の所有する建物に対する配偶者居住権を、遺言者の配偶者に遺贈する。」と記載しておく方法です。  
なお、「遺贈する。」として、「相続させる。」とはしないのは「相続させる。」と書いてしまうと、

例えば、妻Bは間もなく施設に入所を予定しているので、相続人・夫Aの遺産は、すべて換価して、自分の相続分は現金で欲しいと考えて、「配偶者居住権」の取得を望まないような場合に問題が生じるからです。

というのは、Bが「配偶者居住権」はいらないとしても、「配偶者居住権」だけを放棄することはできません。そうかと言って、「相続放棄」をしてしまうと、建物以外のAの預貯金などの遺産をすべて貰えなくなってしまうからです。これに対して、「遺贈する。」としておけば、「配偶者居住権」を望まないBは、この「配偶者居住権」だけを放棄することが出来ます。

なお、「配偶者居住権」の施行は、2020年（令和2年）4月1日からなので、もし、その日よりも前に作成された「遺言書」は作り直す必要があると言われています。

また、改正相続法は、夫Aが「遺言書」で、「配偶者居住権」を「遺贈」しても、婚姻期間が20年以上の場合には、Bが「特別受益」したものとして「持ち戻し」を免除する意思表示（民法903条第1項の規定を適用しない旨の意思表示）をしたものと「推定」されることにして、配偶者を保護するための方策を講じています（民法903条4項）。

4 ところで「配偶者居住権」を所得した妻Bは、建物所有者Cに対して、どのような義務を負担することになるのでしょうか？

- (1) この点、まず、民法1032条1項は、配偶者は、「従前の用法に従い」善良な管理者の注意を持って、住居建物の「使用および収益」をしなければならないとしています。ただ、「配偶者居住権」は、前述しました通り、従前は建物の一部のみを「住居」用に供していたに過ぎなかった場合でも、建物全体に対して成立します。

また、上記の「収益」権限については、後述するとおり、建物所有者の承諾を得ないと当然には、第三者に対して居住建物を賃貸して、賃料などの収益を得られる訳ではないことに注意が必要です。

なお、被相続人Aが、生前、建物の一部で店舗や間貸しをしていた場合に、「配偶者居住権」を取得した妻Bが、Aの死亡後に、その収益権限を承継できるかどうかについては、争いがあります。

- (2) また、妻Bは、居住建物の「通常の必要費」（例えば、建物や敷地の固定資産税など）は負担しなければなりません（民法1033条）が「特別の必要費」（例えば、不慮の風水害による居住建物の修繕費など）や「有益費」（例えば、建物の増改築費用など）は、建物所有者Cの負担です。
- (3) では、妻Bは、「配偶者居住権」を「譲渡」することは可能でしょうか？

この点は「法制審議会」でも議論されたところですが、結論的には、以下のようない由で妻Bは、たとえ建物所有者Cの承諾を得たとしても、譲渡することが出来ないとされました（民法1032条）。

すなわち、①「配偶者居住権」は、配偶者の死亡によって消滅する権利であるから、その継続性が不安定だし、实际上も譲渡できる場面は多くないと予想されることや、②そもそも「配偶者居住権」は、配偶者の居住環境の維持を目的とする権利なので、その譲渡を認めることは、制度趣旨に反するからです。

- (4) 以上の通り、「配偶者居住権」の「譲渡」は、禁止されたのですが、改正相続法は、①妻Bが、「配偶者居住権」の対象である居住建物を利用するための方法として、建物所有者Cの承諾を得て、改築や増築することを認めました（民法1032条3項）。

また、妻Bが、「配偶者居住権」の財産的価値を回収するための方策として、建物所有者Cの承諾を得て、居住建物を第三者に賃貸することも認めています（民法1032条第3項）。

5 自分が亡くなった後も、高齢の妻Bに、引き続き、現在の住居用の建物に住み続けてほしいと希望している方は、是非参考にしてください。

6 ところで、改正相続法は、以上の長期の「配偶者居住権」（民法 1028 条以下）の他に、急な引っ越し困難と思われる高齢配偶者を保護するため、当面の居住状態を保護するための権利（配偶者短期居住権）も規定しました（民法 1037 条）。

すなわち、被相続人・夫 A が所有する建物に、配偶者・妻 B が無償で居住している状態で、夫 A が死亡した場合に、遺産分割が成立するまでの間（すくなくとも相続開始から 6 ヶ月間）、B が従前の居住を「無償」で続けられるようにしました。

その趣旨は、相続人が、妻 B 以外にもいる場合に、自宅建物に関して、被相続人・夫 A によって「遺贈」などの手当がなされていない場合には、相続開始と同時に、配偶者と他の相続人とが「共有」していることになるわけで、従って、妻 B が建物の全体を使用している場合、他の相続人の持ち分を使用していることになり、他の相続人から不当利得の返還を請求されてしまう恐れがあるので、それを防ぐという意味もあり、「無償で」とされた訳です。

以上

支部だより

## 下京・南支部総会・研修会

通信員 住田卓也

秋が深まった令和 4 年 11 月 26 日（土）、リーガロイヤルホテル京都『皇家龍鳳』にて下京・南支部総会・研修会並びに懇親会がソーシャルディスタンスをしっかりと保ちながら開催されました（支部会員 12 名出席）。支部長、山本俊広先生の開会挨拶の後、会員動静、支部運営の提案などがありました。また林啓史副会長には個別の質問による保険講習がありました。

研修会では、高生会リハビリテーションクリニック院長 高謙一郎先生から新型コロナウイルスの詳細なお話と感染予防対策について、また会員からの質疑に対して丁寧に説明していただきました。いつも研修会では日頃の業務に大変役に立つ情報を賜り感謝しております。その和やかなムードのまま懇親会に移りました。

懇親会では、王生先生の乾杯御発声の後、伝統ある選び抜かれた様々な食材を駆使した中国料理、ヴィンテージ紹興酒を前に支部の隔たり

ない有意義な情報交換の場となりあつたという間の 2 時間でした。

下京・南支部は若手から大先生までごく仲が良く、支部長をはじめ支部会員もこの業界を盛り上げていこうと活気あふれています。今回ご多忙とコロナの影響で参加できなかった会員にも、次回は是非参加していただけることを望んでおります。



# 会員の動静

死亡退会

謹みてお悔み申し上げます

令和4年10月23日 西澤 稔（宇治支部）  
令和4年12月5日 川口幹雄（西京支部）

## 掲示板コーナー

### 京柔整カレンダー

	柔 整 関 係	京都の行事
1月	21日(土)	初弘法
	25日(水)	初天神
2月	19日(日)	京都マラソン
	25日(土)	北野天満宮梅花祭2023
3月	3日(金) 京柔整会報167号原稿締め切り	
	13日(月)	十三まいり 3月13日から5月13日
	19日(日) 第78回京都接骨学会	
4月	20日(月) 京柔整会報167号発刊	
	23日(日)	松尾大社・松尾祭（神幸祭）

### 編集後記

「最後まであきらめるな！！」

子を持つ親、教師、スポーツ指導者、数字を気にする営業部の部長、社員を指導する経営者が口にする言葉だと思います。2022年12月2日(金)午前4時から行われたサッカーワールドカップ日本対スペイン戦で三笘薫選手が見せてくれたゴールライン際の田中碧選手へのラストパス。あきらめずにポールに飛び込んだ姿を見て、心に響いた方が多かったのではないかと思う。

ライン上に1.88mm、ポールが残っていたそうです。なぜ心に響くのか…。言葉だけでなく姿を見せたから。口だけの人に心を奪われることはありません。その人が見せる姿に人は惹かれ、言葉なき説得が生まれます。「最後まであきらめるな！！」と言わなくてもいい。自分が最後まであきらめない姿勢であり続ければ。自分自身のあり方はどうだろうか…。皆さんもぜひ自問していただければと思います。

森田康裕

令和5年が始まった。西暦では2023年。頭を切り替えて新しい年になじんでいこうと思う。世界情勢は安定しないが、少しでもいい方向に向かってほしいものだ。われわれの業界はどうだろう。少なくとも自分の施術所ではいいことが何もない。それでもポジティブであり続けたいとは思っている。 Yuji

あけましておめでとうございます。新年いかがお過ごしでしょうか2023年は十二支でいうと「卯年」、十干では「癸」となり干支は「癸卯（みずのと・う）となるそうです。兔年は「飛躍」や「向上」の年で、「これまでの努力が花開き、実り始めるごと」と言われています。身近なところから世界中まで争いや災いのない平和な年となりますよう心よりお祈りします。

けんじ

本号が発刊される頃には、新型コロナウイルス感染症が収まっている事を祈念しています。さて「一年の計は元旦にあり」。皆さんは計画を立てられましたか。私は年男として、次の12年、如何にして人生を送るかを考えて一年一年を計画立てて過ごしていきたいと思っています。また、一日の始まりはタスクの確認と優先準備から始めるようにしています。紙媒体の手帳で管理をしていますが、昨年からGoogleカレンダーとkeepメモを連動して予定の管理を移行しつつありますが、まだまだ昭和です。今年もデジタルDX挑戦の一年になりそうですね。

☆nakatoshi☆

次号 しめ切り 3月3日



# スポーツ × 医療

「人の役に立ちたい」～その想いに応える学び～



◎中学・高校保健体育一種免許状取得可能  
※星槎大学との協定による

◎鍼灸師＋柔道整復師のWライセンス取得を全面サポート  
◎明治国際医療大学認定資格「メディカルアスレチックトレーナー」育成プログラム

こころ和らぐ医療を創造する

## 明治国際医療大学

〒629-0392 京都府南丹市日吉町  
TEL 0771-72-1188(入試事務室) FAX 0771-72-1189  
URL <https://www.meiji-u.ac.jp>

看護学部  
看護学科  
保健医療学部  
救急救命学科  
柔道整復学科

鍼灸学部  
鍼灸学科

大学院  
鍼灸学 研究科  
保健医療学 研究科



誰かの支えになる喜び、アスリートを支える医療人へ

## 明治東洋医学院専門学校

〒564-0034 大阪府吹田市西御旅町 7-53  
TEL 06-6381-3811 FAX 06-6381-3800  
URL <https://www.meiji-s.ac.jp>

専門学校 HP は  
コチラ!!



鍼灸学科 [ 医療専門課程3年制 ]

柔整学科 [ 医療専門課程3年制 ]

## 京柔整会報 機関誌 166号

令和5年1月20日

発行者 公益社団法人 京都府柔道整復師会

会長 長尾 淳彦

編集責任者 広報部長 中川 深貴

発行所 京都市右京区西京極新明町6番地

☎ 京都(075)325-0414  
(広報部)

印刷所 株式会社 幸伸

京都市下京区中堂寺庄ノ内町1-131

TEL.(075)314-2251

FAX.(075)314-5177

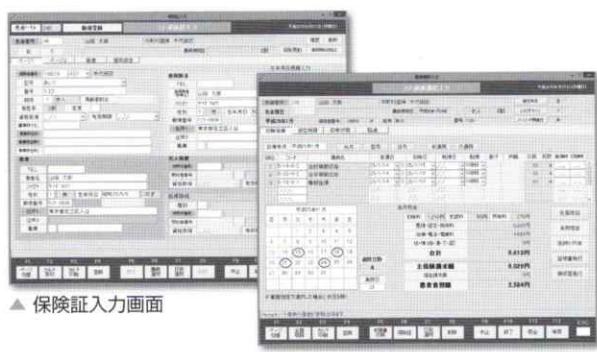
# 導入実績10,000件以上! 接骨院・整骨院専用のレセコンなら『三四郎くん』

公益社団法人 京都府柔道整復師会でも導入率No.1!

柔道整復師向 事務管理システム

## 三四郎くんVer.7.2

療養費改正等の保険改正にすばやく対応。迅速サポートでご好評を頂いている『三四郎くん』は、常に進化を続ける信頼と実績の事務管理ソフトです。



▲ 保険証入力画面

▲ 傷病通院入力画面



※一部ご希望に添えない場合があります。

オプションで  
さらに便利!



### [東京ショールーム・SSB研修センター]

東京都千代田区神田三崎町2-7-10  
帝都三崎町ビル7F



## 超音波観察装置 ラインナップ

弊社は『匠の技 伝承』プロジェクト  
に協力しています。



### Viamo sv7

医療機器認証番号:  
229ACBZX00025000  
製造販売元:  
キヤノンメディカルシステムズ株式会社



### ARIETTA Prologue SE

医療機器認証番号:  
227ABBZX00109000  
製造販売元:  
富士フィルムヘルスケア株式会社



### HS-2200

医療機器認証番号:  
225AHBZX00034  
製造販売元:本多電子株式会社

### 柔道整復師向け

詳しくは弊社にお問合せ下さい。



株式会社 エス・エス・ビー

【関西営業所】 〒532-0011

大阪市淀川区西中島4-13-24 花原第3ビル405号  
TEL 06-6390-3462 / FAX 06-6390-3463

HPはこちらから▶  
<https://www.sanshiro-net.co.jp/>



最新柔整情報が読める!!

柔整ホットニュース <https://www.jusei-news.com/>

